

第4次 宇城市男女共同参画計画

「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり



令和 4 年 (2022 年) 3 月
宇 城 市

はじめに

「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり をめざして

令和元年度（2019年度）から発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、固定的な性別役割分担意識を反映した社会構造の多くの課題を顕在化させ、私たちは生活様式の改革を余儀なくされました。

改めて、男女の区別なく、すべての市民が健康で安心できる生活を実現するために、早急な働き方・暮らし方の変革が必要であることを認識することとなりました。本市においても、市民の新しい生活スタイルへの変革を支援し、次世代へと伝えることが使命だと考えます。

さて、近年の社会情勢に目を向けますと、国際社会においては、平成27年（2015年）に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「SDGs（持続可能な開発目標）」の17のゴールのうちの一つとして“ジェンダーの平等”が掲げられる等、平等な社会の実現に向けた取組が積極的に進められています。

国における状況は、男女共同参画社会基本法に基づき、また、男女共同参画社会の実現が新しい時代を切り拓き、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることをめざして、令和2年（2020年）12月に、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

熊本県においても、令和3年（2021年）3月に『男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現』を基本目標に掲げ、第5次となる新たな計画が策定されています。

本市では、令和2年（2020年）7月に、市民の意識変化を把握する目的で調査を行いました。女性の社会参画や就業に関して、若い世代における意識の高揚をうかがい知ることができました。しかし、依然として幅広い分野で、固定的な性別役割分担意識に基づくと考えられる格差が、根強く残っていることも見ることができます。

このような市民意識調査の結果、国、県の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、「第4次宇城市男女共同参画計画」（令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度））を策定いたしました。

男女共同参画社会を実現するためには、市民・企業・関係団体など多くの皆様のご協力と連携が必要であり、より一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり市民意識調査等を通してご協力いただいた市民の皆様をはじめ、ご審議いただいた宇城市男女共同参画審議会委員の皆様、ご協議、ご意見をいただきました宇城市男女共同参画社会推進委員会委員の皆様並びに関係者の方々に、心より厚くお礼申し上げます。

令和4年（2022年）3月

宇城市長 守田 憲史



宇城市男女共同参画都市宣言文

私たちは、女性と男性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場面に参画できる「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を基本理念として、宇城市の男女共同参画社会の実現をめざします。

- 1 私たちは、一人一人の人権を尊重し、個性と能力が発揮できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、あらゆる分野に男女が共に等しく参画できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、みんなが健康で安全に安心して暮らせる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、市、市民、事業者が協働し、未来に輝くフロンティアシティ・宇城市をめざします。

宇城市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成19年11月21日

宇城市

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の目的	2
2	計画の推進体制	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の性格と期間	3
5	宇城市男女共同参画計画体系図	4
6	指標	6

第2章 計画の内容

重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向1	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	8
施策の基本方向2	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	11

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

施策の基本方向1	人権に関する意識啓発	13
施策の基本方向2	あらゆる暴力の根絶	16
施策の基本方向3	生涯を通じた男女の健康支援	18

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進

施策の基本方向1	高齢者・障がい者福祉の推進	19
施策の基本方向2	子育てに関する支援の充実	21
施策の基本方向3	男女の仕事と生活の調和	24
施策の基本方向4	男女共同参画に関する教育・学習の充実	26

重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進

施策の基本方向1	雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	28
施策の基本方向2	商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	30

重点目標Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向1	防災・その他の分野における男女共同参画の推進	32
----------	------------------------	----

参考資料

1	男女共同参画社会基本法	34
2	熊本県男女共同参画推進条例	37
3	宇城市男女共同参画推進条例	40
4	宇城市審議会等の設置等に関する指針	44
5	審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン	45
6	年表	46
7	近年における宇城市の主な事業実績	50
8	第7期委員名簿	55

【SDGs との関連について】

SDGs（エスディーゼイズ）とは、

「Sustainable Development Goals」の略であり、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「令和 12 年（2030 年）」を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されます。法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆるステークホルダー（利害関係者）が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

日本政府は、平成 28 年（2016 年）12 月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、国として注力すべき 8 つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

本市では、第 2 次宇城市総合計画（基本構想・後期基本計画）において、SDGs の 17 のゴールの視点を踏まえたまちづくりの取組を推進しています。SDGs の 17 のゴールのうちゴール 5 には「ジェンダー平等の達成とすべての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）」とゴール 17 には「パートナーシップで目標を達成しよう」が掲げられています。

ジェンダー平等は、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものとされ、ジェンダー平等の実現は SDGs 全体の目的でもあります。

本計画は、「ジェンダー平等の実現」がすべての目標達成の礎となると考え、性別に関わらず、すべての人がその個性と能力を十分発揮できるまちづくりを目指します。

【SDGs 17 のゴール】



第1章 計画の概要

1 計画の目的

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけています。

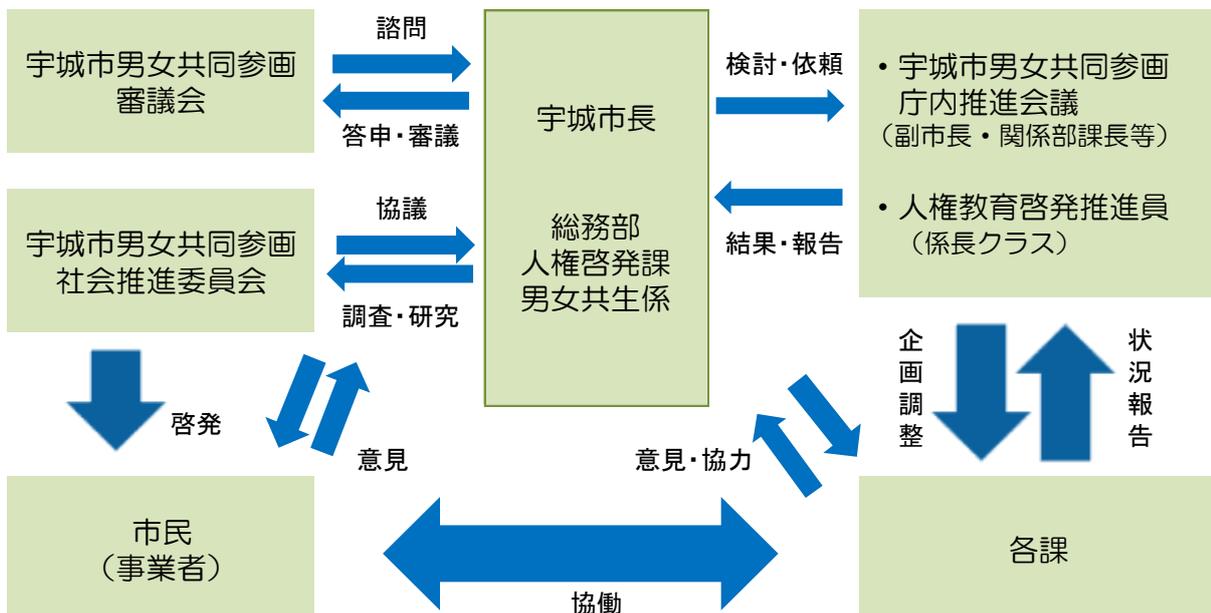
宇城市では、平成18年度（2006年度）に第1次男女共同参画計画を策定し、以降、第2次計画、第3次計画と、5年ごとに社会情勢や市民意識の変化に合わせて改定を重ね、今日まで男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかし、男女共同参画の指標として本市が掲げる数値目標の達成には、未だ至っておりません。また、令和2年（2020年）7月に実施した市民意識調査によりますと、女性の社会参画に関する意識高揚など、今日までの取り組みの大きな成果と考えられるものがうかがえる一方で、家庭生活をはじめとする様々な分野で、依然として固定的性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行が根強く残っていることを見ることができます。加えて、令和元年（2019年）末からの新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、課題を顕在化させるとともに、生活様式にも影響を与え、男女共同参画社会実現の必要性を、改めて認識することになりました。

本計画は、こうした状況のもと、前計画の成果や課題を踏まえつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、策定するものです。

2 計画の推進体制

宇城市男女共同参画推進体制



3 計画の基本理念

「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり

私たちは、それぞれが個人の人権を尊重され、性別、思想、信条などに関わらず、人間として幸せに生きる権利を持っており、日本国憲法の中でも、国民は基本的人権を保障され、法の下に平等であることが保障されています。

しかし、今日においても、なお、性差による差別、固定化された性別役割分担意識に縛られ、自分に合った生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習などを払拭できない状況にあります。

さらに、進む人口減少と少子高齢化、人生100年時代の到来、「SDGs」に象徴される世界的な潮流、迫られるデジタル化社会への変革、身近な課題では、熊本地震、度重なる台風、豪雨などの大規模災害からの復興、防災対応など、課題は山積し、加えて、ポストコロナを見据えた「新たな日常」への対応も求められます。

そのような社会情勢のなか、本市が昨年度行った市民意識調査では、固定化された性別役割分担意識に縛られた慣行・慣習など依然として課題が残りますが、比較的若い世代において、今日まで様々な施策に取り組んできた成果と考えられる、新たな価値観が根付き始めていることもうかがえます。

また、国の基本計画においても、地域における男女共同参画の推進は重要な課題と位置づけられており、本市でも従来の取り組みに加え、『「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり』を基本理念に掲げ、性別にかかわらず、すべての市民がそれぞれに自立したひとりの人間として、個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や地域、職場などのあらゆる場面に参画していけるようなまちづくりをめざし、実効性のある計画とするため、施策ごとに目標値を定め、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めていきます。

4 計画の性格と期間

- (1) 本市では、平成18年度に「宇城市男女共同参画計画」を策定し、以降も第2次計画、第3次計画と市民意識の変化に併せて改定を重ね、今日まで男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。このたび、これまでの成果と課題及び社会情勢の変化等を踏まえた「第4次宇城市男女共同参画計画」を策定し、さらなる男女共同参画社会づくりを推進します。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」及び「宇城市男女共同参画推進条例第10条」の規定に基づき策定するものであり、本市における男女共同参画社会の形成に向けた施策についての基本的な計画です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定に基づき策定する市町村推進計画（以下、「推進計画」という。）については、女性の活躍をより効果的に推進するうえで、男女共同参画計画と一体的なものとして策定することが適当と考えられることから、推進計画を本計画と統合することとし、本計画を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画としても位置付けます。策定にあたっては、市の最上位計画である宇城市総合計画をはじめ、他の関連計画及び国・熊本県の関連計画との整合を図ります。さらには、市民意識調査の結果及び、宇城市男女共同参画社会推進委員会、宇城市男女共同参画庁内推進会議による協議や、宇城市男女共同参画審議会の諮問・答申を経て、地域住民の意見を反映させております。
- (3) 計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

5 宇城市男女共同参画計画体系図

重点目標	施策の基本方向	No.	具体的施策
I 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1	パートナーシップ・セミナー、出前講座
		2	パートナーシップ・フェスティバル
		3	広報紙による啓発活動
		4	啓発資料などによる情報提供
		5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し
		6	行政内での人権教育啓発推進員の設置
		7	行政内におけるハラスメントの防止
		8	図書の実充と情報提供
		9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10	男女共同参画を推進するリーダーの育成
		11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成
		12	あらゆる分野への男女共同参画の推進
		13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ
		14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の実充
II 男女の人権尊重	1 人権に関する意識啓発	15	市職員などの人権意識の向上
		16	豊野町コミュニティセンターの事業
		17	人権フェスタ in うきし
		18	人権擁護委員による相談事業
		19	市内企業に対する研修会の開催
		20	各種団体への教育・啓発
	2 あらゆる暴力の根絶	21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発
		22	相談体制の実充
		23	関係機関の連携強化
	3 生涯を通じた男女の健康支援	24	住民健診事業
		25	健康教育と健康相談
		26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）教育

重点目標	施策の基本方向	No.	具体的施策
Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進	1 高齢者・障がい者福祉の推進	27	後期高齢者医療保険制度啓発事業
		28	介護保険制度学習会
		29	福祉サービス提供事業者への指導
		30	健康教室での介護予防のための情報提供
		31	高齢者・障がい者生きがい対策事業
		32	高齢者学級
	2 子育てに関する支援の充実	33	市主催行事における託児サービスの推進
		34	保育所における多様な保育の推進
		35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充
		36	ファミリーサポートセンター事業の充実
		37	子育てひろば育児支援
		38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導
		39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援
		40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実
	3 男女の仕事と生活の調和	41	育児・介護休業法の事業所への周知
		42	男性のための料理教室
	4 男女共同参画に関する教育・学習の充実	43	男女共同参画の視点に立った教育の推進
		44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進
		45	小中学校での人権学習への支援
Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進	1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
		47	男女共同参画推進事業者の表彰
		48	企業へのハラスメント防止のための啓発
	2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	49	商工業・農林水産業における女性の登用促進
		50	家族経営協定
		51	女性農業者への支援
Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり	1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	52	市民の防災意識の向上
		53	防犯灯整備事業
		54	巡回パトロール
		55	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

6 指標

NO	項目	令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	担当課	重点目標区分
1	政治・政策決定について「平等」と回答した人の割合	18.7%	30.0%	人権啓発課	Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革
2	社会通念・慣習・しきたりについて「平等」と回答した人の割合	16.1%	30.0%	人権啓発課	
3	市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合	※10.0%	20.0%	総務課	
4	行政区の女性嘱託員数	※1人	5人	総務課	
5	市の審議会等の女性委員の割合	※25.7%	30.0%	人権啓発課	
6	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称:DV防止法)の認知度	83.5%	90.0%	人権啓発課	Ⅱ 男女の人権尊重
7	特定健診受診率	35.2%	60.0%	健康づくり 推進課	
8	乳がん検診受診率	20.0%	50.0%		
9	子宮がん検診受診率	23.9%	50.0%		
10	育児、子どものしつけへの参画について、自分と配偶者が同じくらいと回答した人の割合	19.9%	30.0%	人権啓発課	Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進
11	市男性職員(注1)の育児休業・育児短時間勤務の取得率	0%	30.0%	総務課	
12	市内市立小・中学校男女混合名簿導入	15/18校	18/18校	教育総務課	
13	家族経営協定(農業)の締結戸数	174戸	継続して向上を図る	農政課	Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進
14	女性消防団員数(消防団員総数)	※41人(※1,507人)	継続して向上を図る(条例定数 1,892人)	防災消防課	Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり

※令和3年(2021年)4月1日現在実績

(注1)市男性職員とは3歳以下の子がいる男性職員

第2章 計画の内容

重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

現状と課題

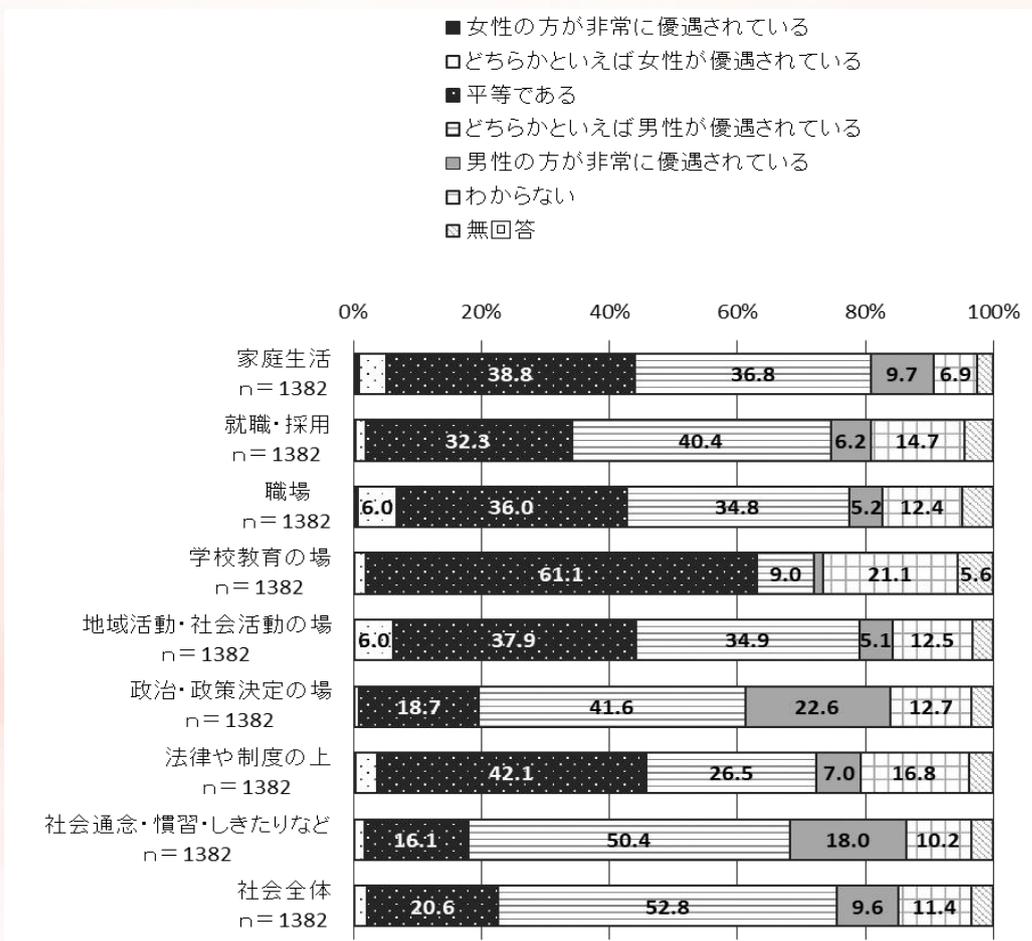
市民意識調査によれば、様々な分野の中で、平等と感じられる割合が高いものは「学校教育の場」(61.1%)で、「法律や制度の上」(42.1%)が続いています。

これ以外の分野ではすべて『男性優遇感』(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が高い割合となっており、特に「社会通念・慣習・しきたり」(68.4%)、「政治・施策決定の場」(64.2%)で、「社会全体」では『男性優遇感』が60%を超えています。

この内容については、平成22年度(2010年度)、平成27年度(2015年度)の調査と比較して、社会全体で「平等である」とする人の割合が有意に増加していますが、一方、学校教育の場では「平等である」とする人の割合がやや減少しています。

男女共同参画社会の実現においては、市民一人ひとりの意識が変わることが重要です。今後は啓発の機会を更に充実させるとともに、市民に先立って男女共同参画を推進する立場として、市の業務を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていきます。

【男女平等についての考え方】



資料：令和2年度(2020年度) 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
1	パートナーシップ・セミナー、 出前講座	男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、一般市民向けのセミナー・講演会を開催します。また、各種団体への講演会や出前講座も実施します。	人権啓発課
2	パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画社会推進委員会と協議しながら、講演会などを開催し広く一般市民や事業所に意識啓発を行うことで、男女がともに支えあい個性と能力を発揮できる男女共同参画での人づくり・地域づくりに努めます。	人権啓発課
3	広報紙による啓発活動	市広報「うき」に、毎月「パートナーシップ通信」としてコーナーを設け、男女共同参画に関する記事を掲載し、市民に広く周知・啓発を行います。	人権啓発課
4	啓発資料などによる情報提供	男女共同参画に関する啓発DVDなど関連教材や機材の貸し出しを行います。	人権啓発課
5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し	男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、市が率先して男女が平等に働ける職場環境づくりを進めます。 具体的には、 ○行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、自己申告などを利用した人事異動や課内部での職務分担の変更を進めます。 ○男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当するなどの意識改革を促します。	総務課
6	行政内での人権教育啓発推進員の設置	年数回の研修への参加を促し、実態や取り組み状況などの進捗状況報告などを行うことで、視野やネットワークを広げ、各部署での明るい職場づくりのリーダーとなることを目的とし、市行政の各部署に「人権教育啓発推進員」を設置します。	人権啓発課 生涯学習課

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
7	行政内におけるハラスメントの防止	それぞれの人権を尊重し、対等なパートナーとしての意識のもと業務を遂行するよう、意識啓発のための職員研修を行います。また所属長及びハラスメント相談員は、職場におけるハラスメントを防止し、良好な職場環境の形成に努めます。	総務課
8	図書の実と情報提供	各図書館における「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・蔵書リストに基づき、利用の推進を図ります。また、継続して「男女共同参画社会に関する資料」の収集を行い、リストの作成と関係資料の特集を組み、情報提供の促進を図ります。	文化振興課
9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮	内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をガイドラインとし、市が発行する刊行物が性差別につながる文章表現や写真・イラストなどを掲載しないように啓発を行います。	人権啓発課



施策の基本方向2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

政府は、積極的な女性の登用や情報開示を要請するなど、女性が活躍できる環境整備を強力に進めるために平成27年（2015年）9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しました。女性の社会進出は進み、労働力人口の約4割は女性となっており、政治や経済、社会など多くの分野で、大きな役割を果たしています。しかしその一方で、政策・方針決定過程への女性の参画はあまり進んでいません。

本市においては、令和3年（2021年）4月現在で、係長職までを加えた割合は27.8%、課長以上の管理職の割合は10.0%と、前回に比べ向上はしていますが低いのが現状です。

女性の管理職登用を推進するとともに、市民にとってより身近な地域での各団体や組織においても、女性が方針決定過程へ参画できるよう、啓発を進めます。

①管理職の女性の登用状況(令和3年4月1日現在)

役職	総数	女性	割合
部長級	10	0	0.0
部次長級	17	2	11.8
課長級	33	4	12.1
計	60	6	10.0
係長級	102	39	38.2
合計	162	45	27.8
職員全体(特別職を除く)	478	203	42.5

②地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況(令和3年4月1日現在)

役職	総数	女性	割合
広域の審議会を除く審議会	412	106	25.7
広域の審議会	82	28	34.1

③地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況(令和3年4月1日現在)

役職	総数	女性	割合
教育委員会	5	2	40.0
選挙管理委員会	4	1	25.0
監査委員	3	0	0.0
農業委員会（農業委員）	13	1	7.7
固定資産評価審査委員会	5	2	40.0

④市議会議員に占める女性の割合（令和3年4月1日現在）

役職	条例定数	現員総数	女性	割合
市議会議員	22	21	1	4.8

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
10	男女共同参画を推進するリーダーの育成	一般市民による、地域に密着した「男女共同参画社会づくり」を推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援します。今後も同様に参加者を募り、特に参加の少ない男性の地域リーダーの育成も促します。	人権啓発課
11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成	女性団体などのネットワークづくりや学習会の実施、女性人材リスト登録者への研修などを通して、意思決定の場に参画できる女性の人材や地域リーダーを育成します。また、人材リストの幅広い年齢層の登録をめざし、充実を図ります。	人権啓発課
12	あらゆる分野への男女共同参画の推進	各種審議会・委員会などへの女性登用を積極的に推進し、30%の目標を達成するため、庁内推進会議や人権教育啓発推進員研修会の中で周知を図るほか、男女共同参画社会推進委員会から市長及び市議会議長へ女性の登用に関する「要望書」を提出し、積極的な女性の登用につなげます。	人権啓発課
13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ	行政区長会議などで、男女共同参画の研修または、情報を積極的に提供し、機会あるごとに行政区役職への女性登用を働きかけます。	総務課 各支所総合窓口課
14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実	キャリアアップのための政策立案研修などへの参加を推進し、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施します。また、男女の昇進機会の均等を図るため、昇任試験を実施します。	総務課

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

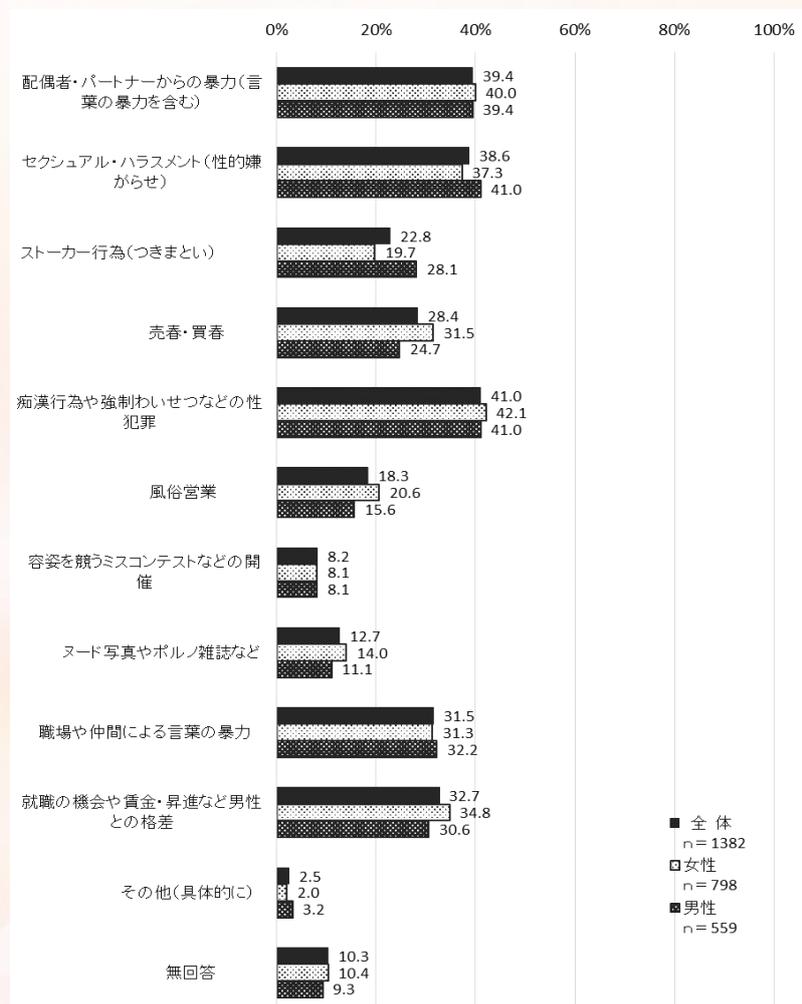
施策の基本方向1 人権に関する意識啓発

現状と課題

市民意識調査によれば、男性及び女性の人権が尊重されていないと感じることで、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」(41.0%)との回答が最も多く、次いで「配偶者、パートナーからの暴力」(39.4%)、「セクシュアル・ハラスメント」(38.6%)、「就職の機会や賃金、昇進など男性との格差」(32.7%)、「職場や仲間による言葉の暴力」(31.5%)が続いています。

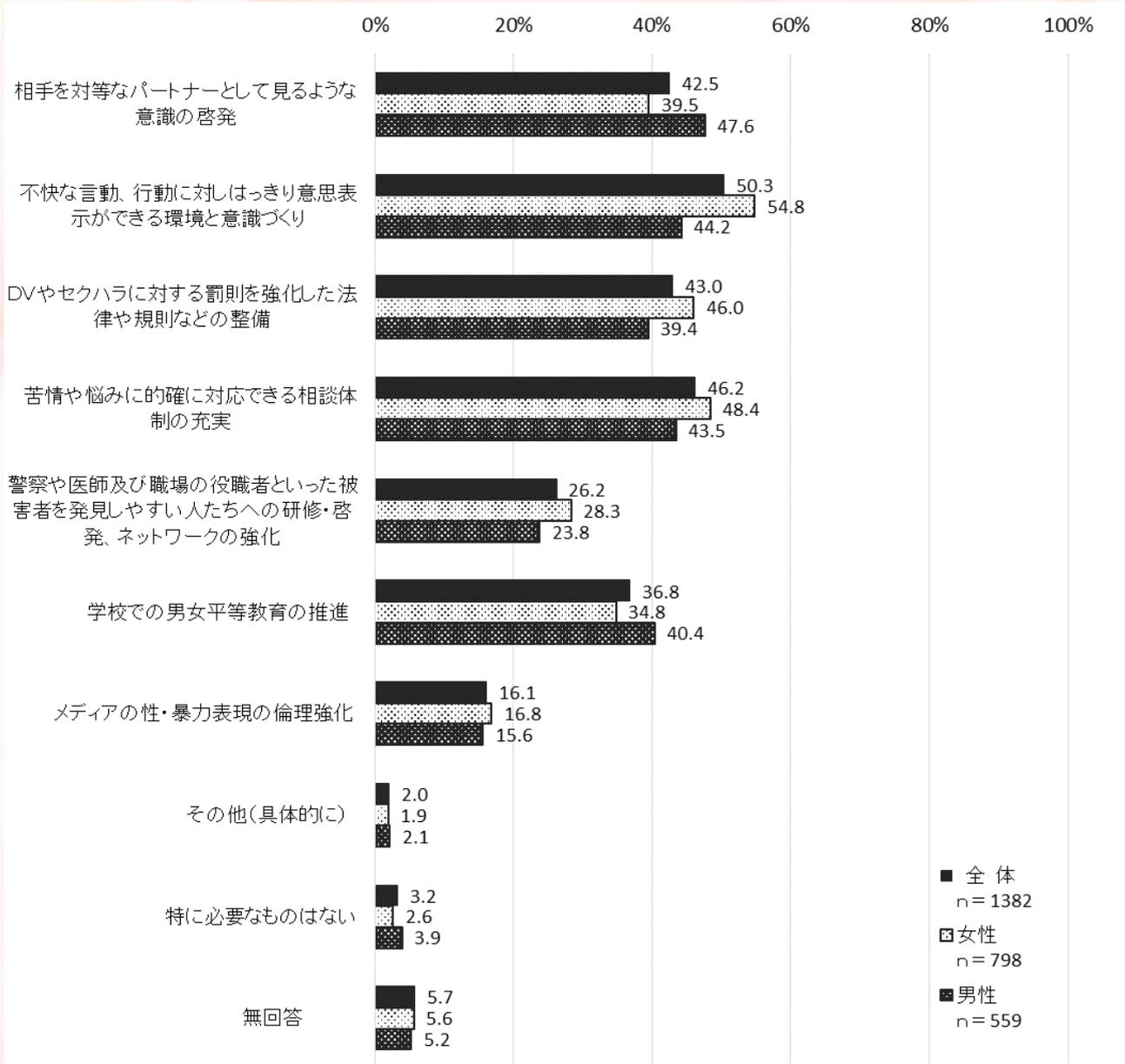
また、人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要だと思うこととしては、「不快な言動、行動に対してはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」(50.3%)との回答が最も多く、次いで「苦情や悩みに的確に対応できる組織体制の充実」(46.2%)、「DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備」(43.0%)、「相手を対等なパートナーとしてみるような意識の啓発」(42.5%)が続いており、意識改革の必要性を感じている方が多い傾向がみられます。生命の尊さ・大切さを認識し、市民が人権について考える機会を提供し、人権尊重の意識を高めるための教育・啓発事業を継続して展開していきます。

【男性及び女性の人権が尊重されていないと感じる事】



資料：令和2年度(2020年度) 宇城市男女共同参画市民意識調査

【人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要だと思うこと】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
15	市職員などの人権意識の向上	市職員など（会計年度・臨時を含む）を対象に、毎年人権同和問題研修会を開催し、部落差別・男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図っていきます。行政職員として、継続して学習することが重要であるため年1回以上は全職員が人権同和問題研修会に参加します。年1回の全職員研修会以外に、各種の人権同和問題研修会や研究集会などにも職員の参加を要請します。	総務課 人権啓発課 生涯学習課 宇城広域連合

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
16	豊野町コミュニティーセンターの事業	部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消する発信拠点として、住民相談や教室・講座、現地研修などを実施します。また、教室・講座を開催する中で、女性問題などの人権学習を取り入れ、人権意識の高揚に努めます。	人権啓発課
17	人権フェスタ in うきし	講演会や保育園、小・中及び支援学校の発表を通して、人権尊重の必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、すべての市民がこの地域に生まれて良かったと思えるような地域社会を築き上げることを目的として実施します。また、参加しやすいように市内5会場で開催し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、より多くの市民に参加していただけるよう、イベント内容などについても検討を行います。	生涯学習課
18	人権擁護委員による相談事業	女性問題・DV・ハラスメントをはじめとする人権問題について、市内5地域で人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権啓発課
19	市内企業に対する研修会の開催	宇城市企業クラブなどに対し、人権同和問題・男女共同参画について社員研修を要望し、実施します。	人権啓発課
20	各種団体への教育・啓発	高齢者学級・女性学級・婦人学級・家庭教育学級などの団体へ人権学習を行ったり、各種講座に地域人権教育指導員を講師として派遣したりすることによって、教育・啓発に努めます。	生涯学習課

施策の基本方向2 あらゆる暴力の根絶

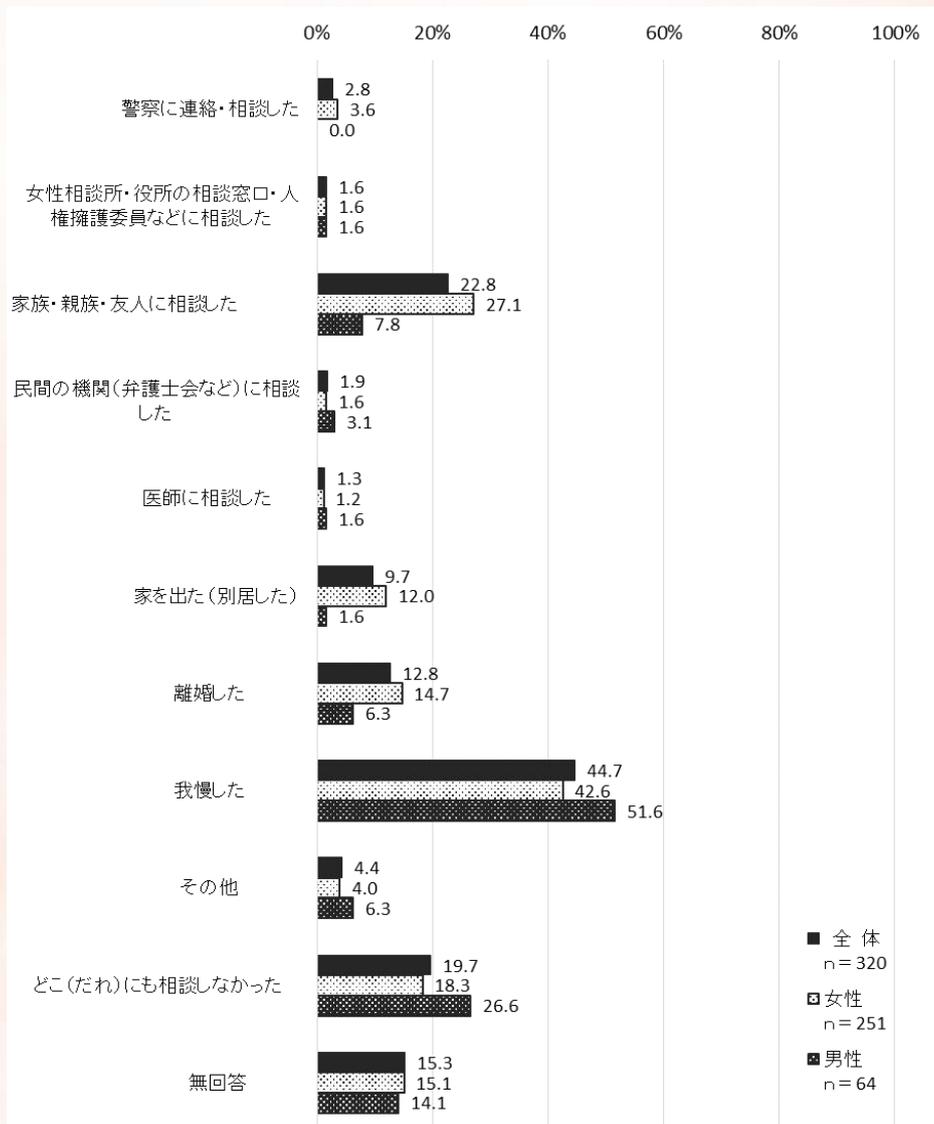
現状と課題

市民意識調査によれば、DV（家庭内暴力）の被害、加害の経験については「どちらもない」の割合が最も高くなっています。しかし「大声でどなって威嚇する」（被害12.3%、加害9.9%）、「手でたたく・突き飛ばす、足でける」（被害9.0%、加害5.6%）では被害経験で1割程度の回答となっています。すべての項目で、男性は加害者、女性は被害経験の割合が高くなっています。

また、DVを受けた際の対応については、「我慢した」が44.7%と最も多く、次いで「家族・親族・友人に相談した」（22.8%）、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（19.7%）と続き、女性相談所など公的な機関への相談は1.6%となっています。

この問題は、被害者の命に関わることもあり、あらゆる暴力の防止と被害者の保護という視点から、本市では県や警察、各種の相談機関などと連携し、この問題の発生防止と被害者の救済に関する体制を整え、また、広く市民に対し、この問題が人権に関わる大きな問題であることを啓発していきます。

【DVを受けた際の対応】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発	広報紙や市ホームページへの掲載や講演会・講座の開催を通して、DVなどが人権侵害であることや、相談窓口について広く市民に周知します。また、あらゆる機会を利用して各機関や各課と連携しながら、広報や展示物、研修会などにおいて暴力の根絶に努めます。	高齢介護課 社会福祉課 子育て支援課 人権啓発課
22	相談体制の充実	DV・ハラスメント・虐待相談に対して適切な対応ができるよう、様々な研修会などへの参加により、各種相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関（警察・女性相談センター・市民課・民生委員・行政区長など）と連携し、早急な対応ができる体制を確立します。いじめについては、人権教育など、心の教育を中心に実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行います。心の相談員、駆け込み電話、学校啓発連絡協議会などを通じ、心のケアを行い、心身ともに調和の取れた青少年の健全育成をめざします。	高齢介護課 社会福祉課 子育て支援課 人権啓発課 生涯学習課
23	関係機関の連携強化	介護事業所、警察、民生委員、地域包括支援センター等と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行います。また、宇城市高齢者虐待防止ネットワーク協議会を設置しており、必要に応じ会議及びケース検討会議を開催します。	高齢介護課
		宇城圏域障害者虐待防止センターを設置するとともに、宇城圏域障がい者支援協議会に有識者、警察等の関係団体及び地域関係組織の代表者等が所属する権利擁護部会を設置し虐待防止のネットワークを構築しています。これら2つの機関が連携し虐待の早期発見・早期対応を行います。	社会福祉課
		DVケースでは、警察、県女性センター等と連携し、相談者の支援を行います。児童虐待ケースでは、児童相談所、警察、保育所・学校等と連携して対応します。	子育て支援課
		対象児童・生徒の状況把握や情報交換を行うための協議会の求めに応じて、家庭児童相談員などと連携し、情報交換及び協議（ケース会議等）を行い、対象児童・生徒の状況把握をするとともに状況改善を行います。	教育総務課

施策の基本方向3 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

性別に関わらず、生涯を通じて身体的・精神的な健康を保つことは、社会生活を健全に送るために必要不可欠なことであり、それは男女共同参画社会の実現にもつながることであります。

宇城市では、保健予防に重点を置き、各世代の健康づくりを進めるため、世代ごとの指針「健康宇城市21」を策定しています。この指針に基づき、全ての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現をめざしています。

また、女性の人権の一つとして、1994年にカイロで行われた国連人口開発会議で国際的承認を得た考え方であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※という考え方が提唱されました。これは、単純に病気か健康か、ということだけではなく、自分の身体について正しい選択ができるよう、知識や情報、サービスを積極的に得ることが重要であるという考え方です。特に女性は、出産をはじめとして男性とは異なる健康上の問題に、様々な年代で直面することがありますが、生涯を通じて正しい知識を身に付け、対応していくことが必要です。

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
24	住民健診事業	生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病健診及びガン検診の受診を促進するとともに、健診結果に対応した個別の健康指導を行い、充実を図ります。	健康づくり推進課
25	健康教育と健康相談	保健センターなどで、随時・定期的健康相談を電話や面談・訪問などにより保健師や管理栄養士が受け付けます。また、必要に応じて関係機関へつなぎます。	健康づくり推進課
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）教育	健康教育、各種相談や子育て広場など様々な機会を通し、男女を問わずリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行います。特に、出産後の2か月訪問時には、産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種健診や健康相談を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発します。	健康づくり推進課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて、自ら選択し、決定する権利のこと。

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進

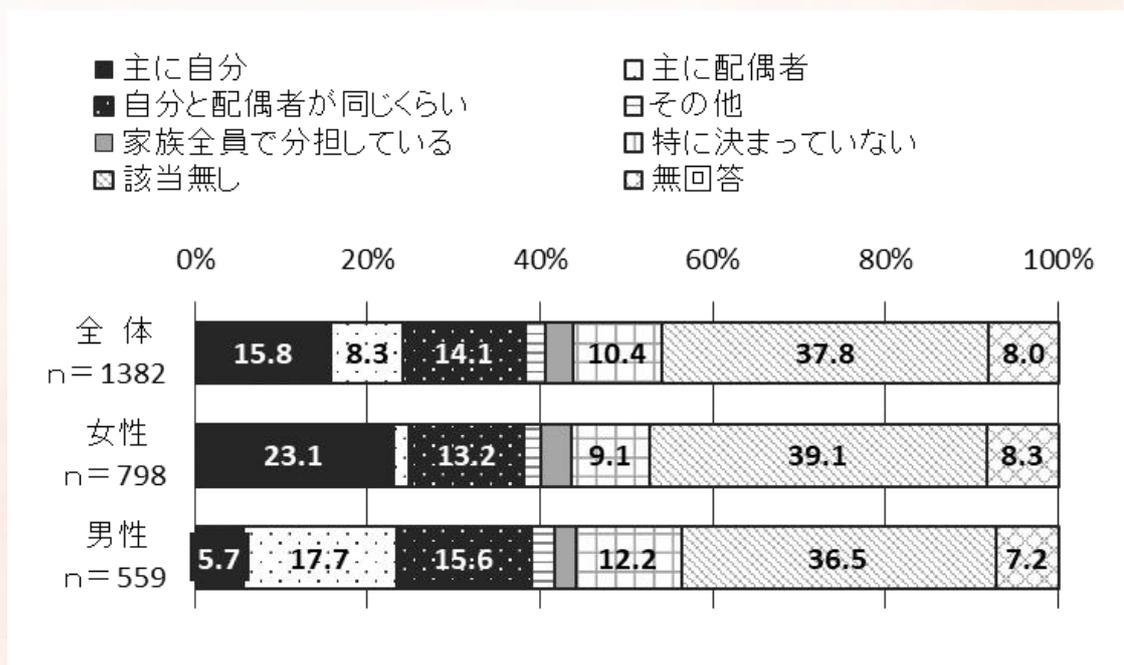
施策の基本方向1 高齢者・障がい者福祉の推進

現状と課題

宇城市においては、生産年齢人口や年少人口が緩やかに減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は緩やかな増加傾向となっており、少子高齢化は少しずつではありますが進んでいます。

男女共同参画の視点からは、これまで主に女性に依存されてきた高齢者や障がい者の介護について、男女がともに携わることが必然です。市民意識調査によれば、「主に自分」と回答した人が女性が23.1%に対し、男性が5.7%と、多くを女性に頼っていることがわかります。介護休業制度の利用なども進んでいない状況が指摘されており、今後は高齢者や障がいを持つ人達が、住み慣れた地域で生活しつづけることができるための支援と、男女がともに介護に携わることのできる体制づくり、意識啓発を進めます。

【親の世話(介護)の役割分担】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
27	後期高齢者医療保険制度啓発事業	後期高齢者医療保険制度の現状と手続きなどを周知する事により、適正受診を推進します。毎月の説明会と併せて、広報紙へも制度について掲載し全世帯へ周知を図ります。	市民課
28	介護保険制度学習会	公的サービスをうまく利用して介護負担が少しでも軽減されるよう、老人会、各種会合などで要望に応じて学習会を実施します。	高齢介護課
29	福祉サービス提供事業者への指導	性別役割分担意識を助長しないようにサービス提供事業者へ指導を行います。また、地域包括支援センターと連携し、宇城市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会などにおいて、利用者の尊厳を尊重したサービス提供に繋がるよう指導、助言を行います。	高齢介護課
30	健康教室での介護予防のための情報提供	65歳・75歳の節目に、健康講話を実施し、介護予防の取り組みの動機づけとします。また、介護保険係や地域包括支援センター、介護予防事業評価会議、サービス事業所などの会議へ出席し、介護予防プログラムの実施状況を確認し施策を検討します。	健康づくり推進課
31	高齢者・障がい者生きがい対策事業	高齢者の健康と生きがいづくり、「元気」高齢者の育成、高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブなどを支援します。また、高齢者の生きがいの充実や高齢者の就労支援の促進を図ることを目的とするシルバー人材センターの事業を支援します。障がいのある人が自立し、社会参画しやすい環境支援を促進します。	高齢介護課 社会福祉課
32	高齢者学級	健康など様々な分野の講座を開催し、「出会い」「触れ合い」「学び合い」「結びあい」を基本に、学級生の自己の向上、生活の向上を図り、生涯学習の推進やまちづくりに寄与することを目的として実施します。	生涯学習課

施策の基本方向2 子育てに関する支援の充実

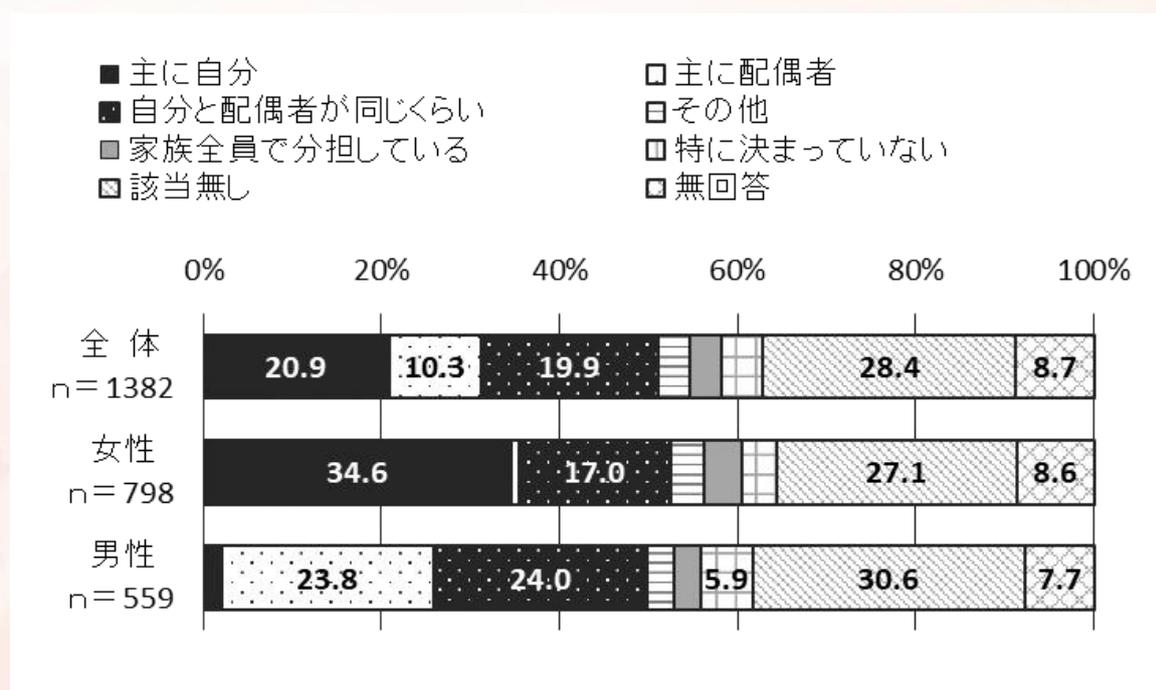
現状と課題

市民意識調査によれば、育児や子どものしつけについては、全体では「自分と配偶者が同じくらい」と回答した人が19.9%となっていますが、性別にみると「主に自分」と回答した人が女性で34.6%なのに対して、男性では2.1%と、女性がその役割の多くを担っていることがわかります。

男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なことは、「男性自身が、家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと」(52.3%)との回答が最も多く、次いで「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」(52.2%)で、いずれも5割を超えています。以下は「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」(28.1%)「社会の中で、男性が家事などに参加することへの評価を高めること」(27.9%)、「男性自身の参加への関心が高まるよう、啓発や情報提供を進めること」(19.6%)、「まわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重すること」(18.5%)となっています。

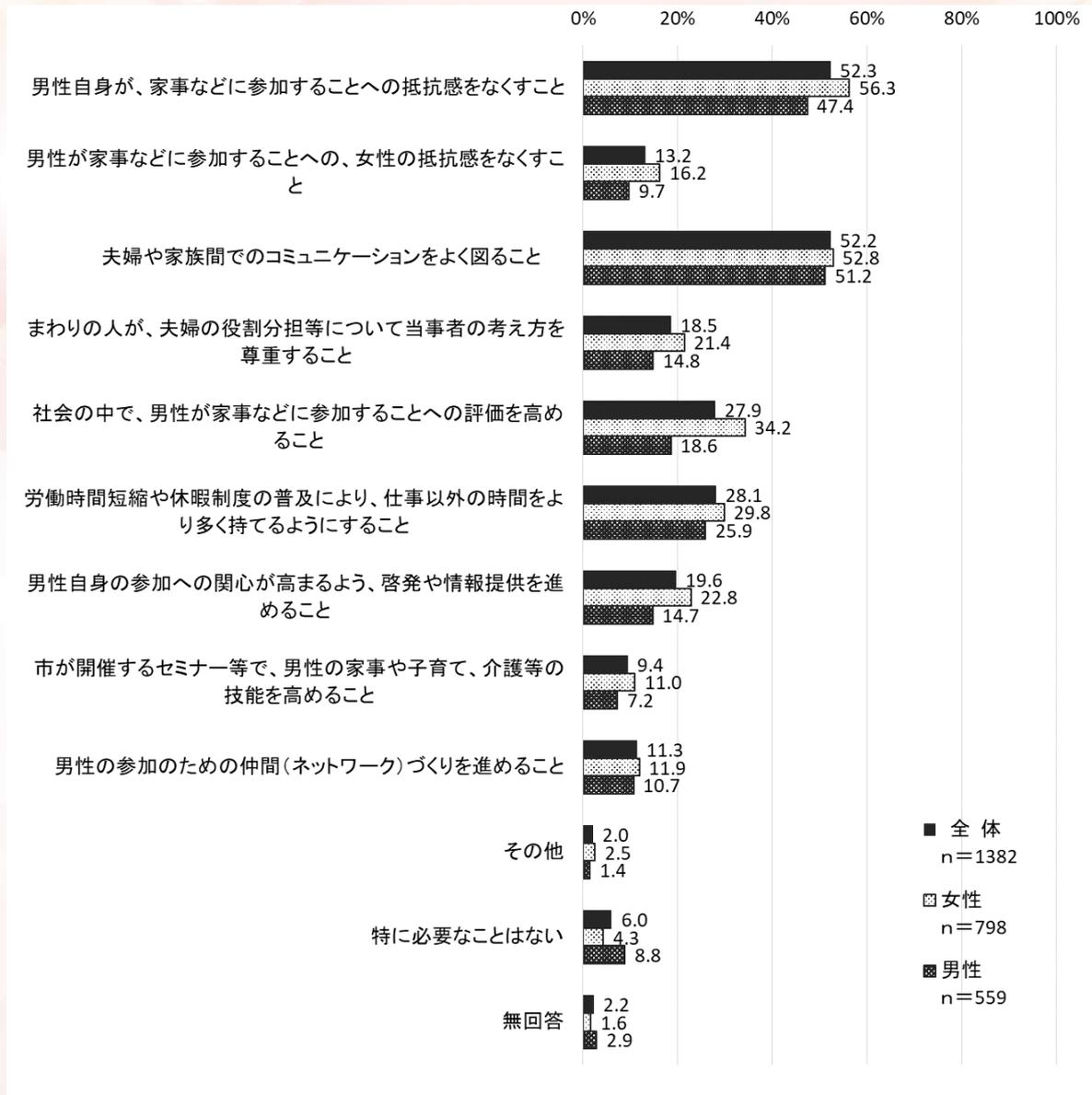
このようなことから、男女が協力して子育てを担えるように意識啓発に取り組むとともに、育児支援事業を推進します。

【育児、子どものしつけの役割分担】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

【男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと】



資料：令和2年度（2020年度） 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
33	市主催行事における託児サービスの推進	育児中の参加者の利便性を図るため、託児サービスを市主催行事に設定するよう、関係各課に要請し、推進します。	人権啓発課
34	保育所における多様な保育の実施	多様化する働き方に対応するため、それぞれの保育需要に応じて、延長保育・病後児保育・一時預かりなど多様な保育の充足を図ります。	保育園課
35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充	育児と仕事を両立できるように、放課後児童クラブ（学童保育）を拡充するとともに、障がい児の受入体制を確立します。	子育て支援課

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
36	ファミリーサポートセンター事業の充実	ファミリーサポートセンター業務について、社会福祉協議会へ委託し、事業を広く周知するとともに、共働き家庭などの子育て支援を充実します。また、緊急サポートセンター事業も取り込んだ形で拡充します。	子育て支援課
37	子育てひろば育児支援	就学前の乳幼児と保護者が集い、交流・育児情報交換、仲間づくりの場を提供することで、育児不安の解消を図り、育児支援を行うことを目的に、社会福祉協議会に委託し、「子育てひろば」として実施します。	子育て支援課
38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導	健診や育児相談、訪問指導などを実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、親がゆとりをもって子育てできるよう支援します。保護者が安心して子育てできるよう、健診などでの個別相談を充実します。	健康づくり推進課
39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援	ひとり親（母子・父子）家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成など経済的な支援を行います。また、広報紙やホームページなどを利用し、生活福祉資金貸付制度を周知するとともに、母子自立支援員を中心に、就職の斡旋・技能の習得を支援します。	子育て支援課
40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て支援センター・保育所・保健福祉センターの各施設において、子育てに関する情報提供と相談に対応します。	子育て支援課



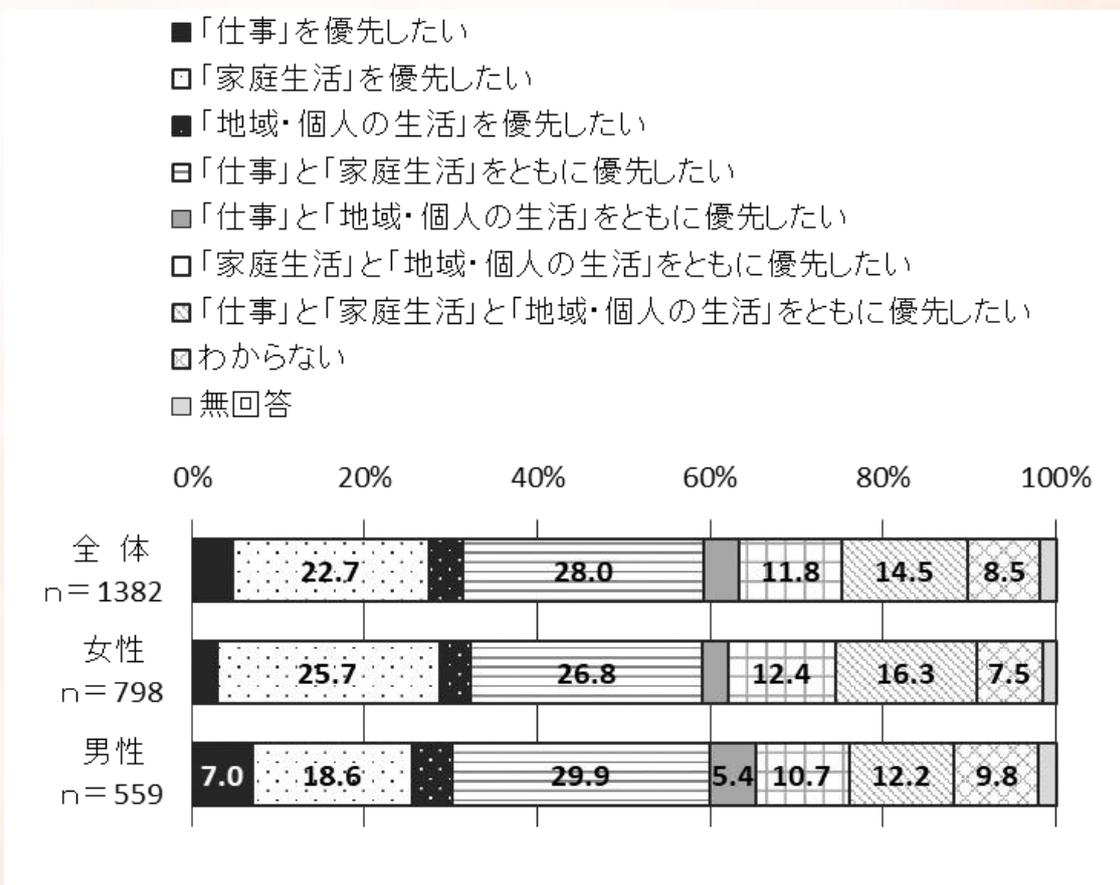
施策の基本方向3 男女の仕事と生活の調和

現状と課題

市民意識調査によれば、仕事、家庭生活、地域、個人の生活の両立に関する希望としては、「仕事と家庭生活をともに優先したい」(28.0%)が最も多く、次いで「家庭生活を優先したい」(22.7%)、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」(14.5%)、「家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」(11.8%)、となっております。希望と実態の比較をすると、理想では仕事と家庭の両立に対する希望が多いものの、現実には特に男性で仕事を優先している実態がうかがえます。

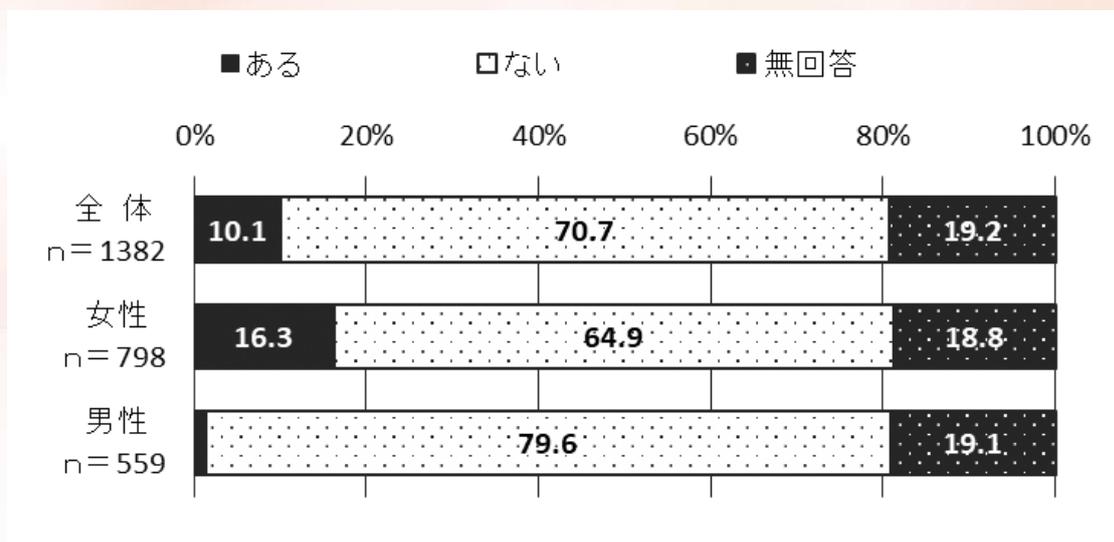
また、介護・育児休業制度の取得状況は、男性 1.3%、女性 16.3%となっており、事業所などへの啓発と市民の意識改革が必要と考えます。

【仕事、家庭生活、地域、個人の生活の両立に関する希望】



資料：令和2年度（2020年度） 宇城市男女共同参画市民意識調査

【介護・育児休業制度などの取得状況】



資料：令和2年度（2020年度） 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
41	育児・介護休業法の事業所への周知	宇城市企業クラブ研修会などの機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めるとともに、育児・介護休業法に関するリーフレットや広報紙及びホームページなどで周知し、理解を図ります。	商工観光課
42	男性のための料理教室	男性も自らの健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、食生活改善推進員などと協力をしながら、自立支援と生活習慣病の予防を目的に、男性対象の料理講習を実施します。	健康づくり推進課



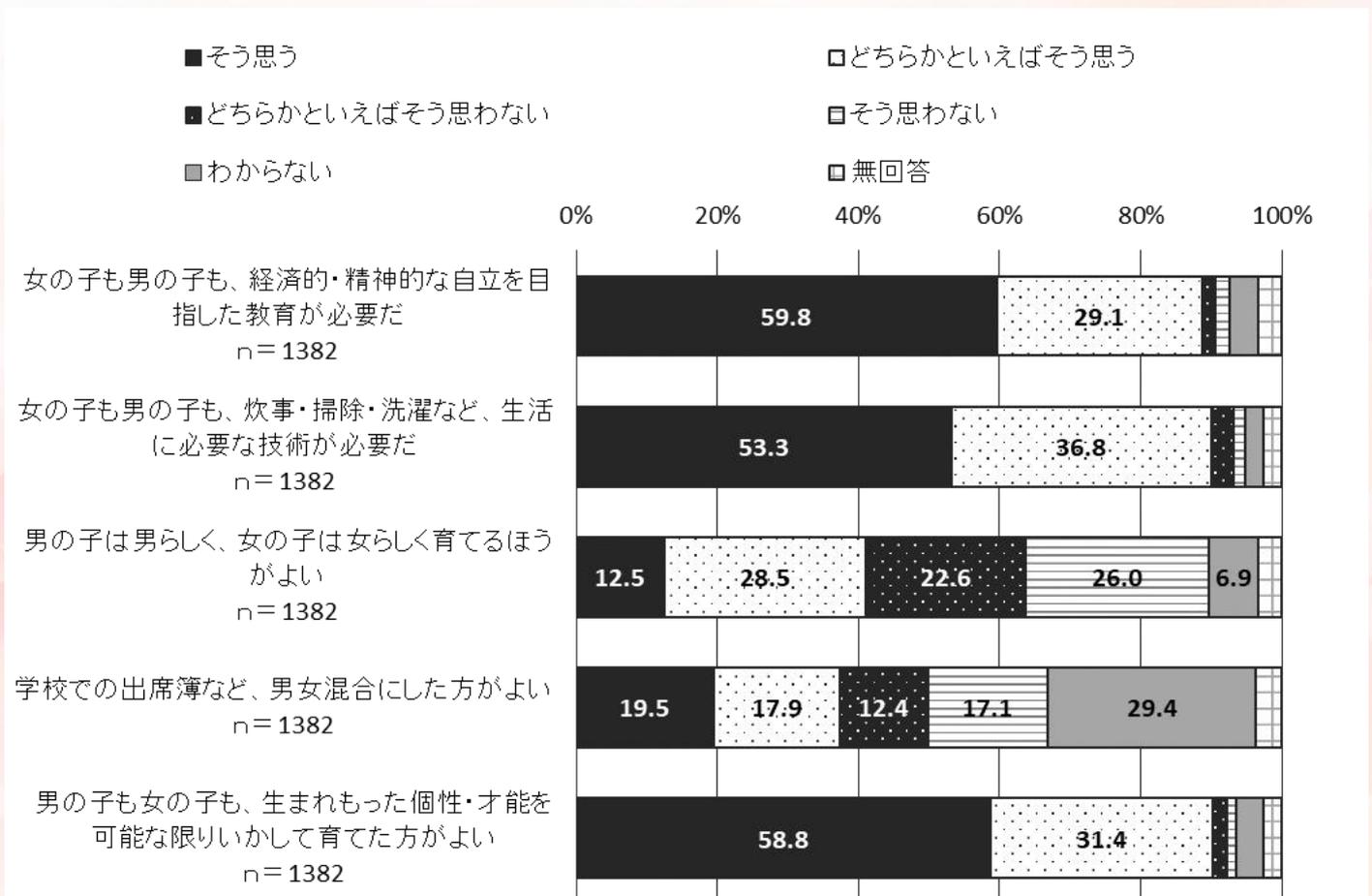
施策の基本方向4 男女共同参画に関する教育・学習の充実

現状と課題

市民意識調査によれば、子どものしつけや教育に対する意識について、「女の子も男の子も、経済的な自立を目指した教育が必要」、「女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術が必要」、「男の子も女の子も、生まれ持った個性・才能を可能な限りいかして育てた方がよい」に関しては8割以上が『そう思う』（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）となっています。「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」については『そう思う』が41.0%を占めていますが、『そう思わない』も48.6%となっており、前回の調査と比較すると男らしさや女らしさに拘らない人が増えています。

今後も継続して教育現場の従事者や保護者への意識啓発、男女共同参画の視点に立った教育の充実、そして地域の人々すべてが子どもを育む立場にあるとの考え方から、男女平等をはじめとして生きる力を育み、地域の教育力を高めていくため、事業を進めていきます。

【子どものしつけや教育に対する意識】



資料：令和2年度（2020年度） 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
43	男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育を推進できるよう、校内研修などを通して教職員間の相互理解を図り、教育の中で積極的に男女共同参画意識を高める機会を設けます。	教育総務課
44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進	教職員や保護者が校内研修や授業参観時のミニ教育懇談会を通して、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画意識を高める取り組みを行います。	教育総務課
45	小中学校での人権学習への支援	小中学校で行われる人権学習の授業へ要望により宇城市地域人権教育指導員の講師派遣や人権DVDの貸与などで学校での人権学習への支援を行います。	生涯学習課



重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進

施策の基本方向1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保

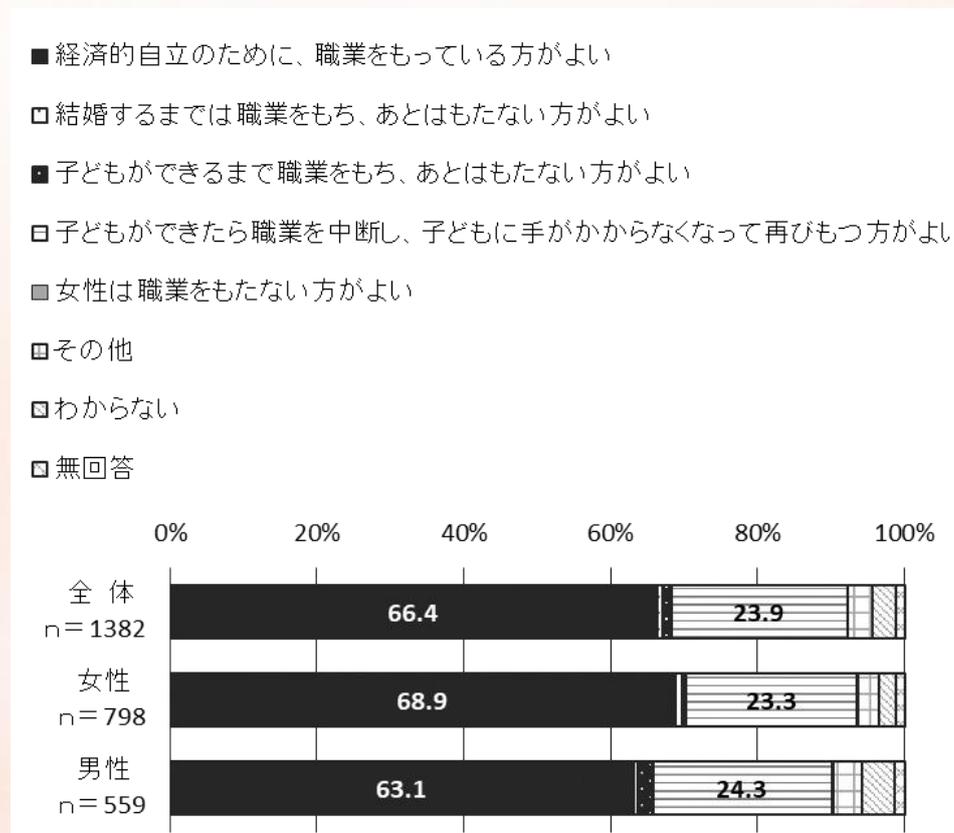
現状と課題

市民意識調査によれば、女性が職業を持つことについては「経済的自立のため、継続して仕事をもっている方がよい」(66.4%)とする考え方が最も多く、次いで「子どもができたら職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」(23.9%)となっています。

その一方で、女性が仕事をもち続けるうえでの問題点としては、「制度を取りにくい雰囲気がある」「育児休業・介護休業制度が十分整備されていない」が多く、特に男性で「取りにくい雰囲気がある」が女性を上回っています。このことは、育児休業・介護休業の取得経験が女性で16.3%であるのに対し、男性で1.3%(P.25参照)と低いことからもうかがえます。

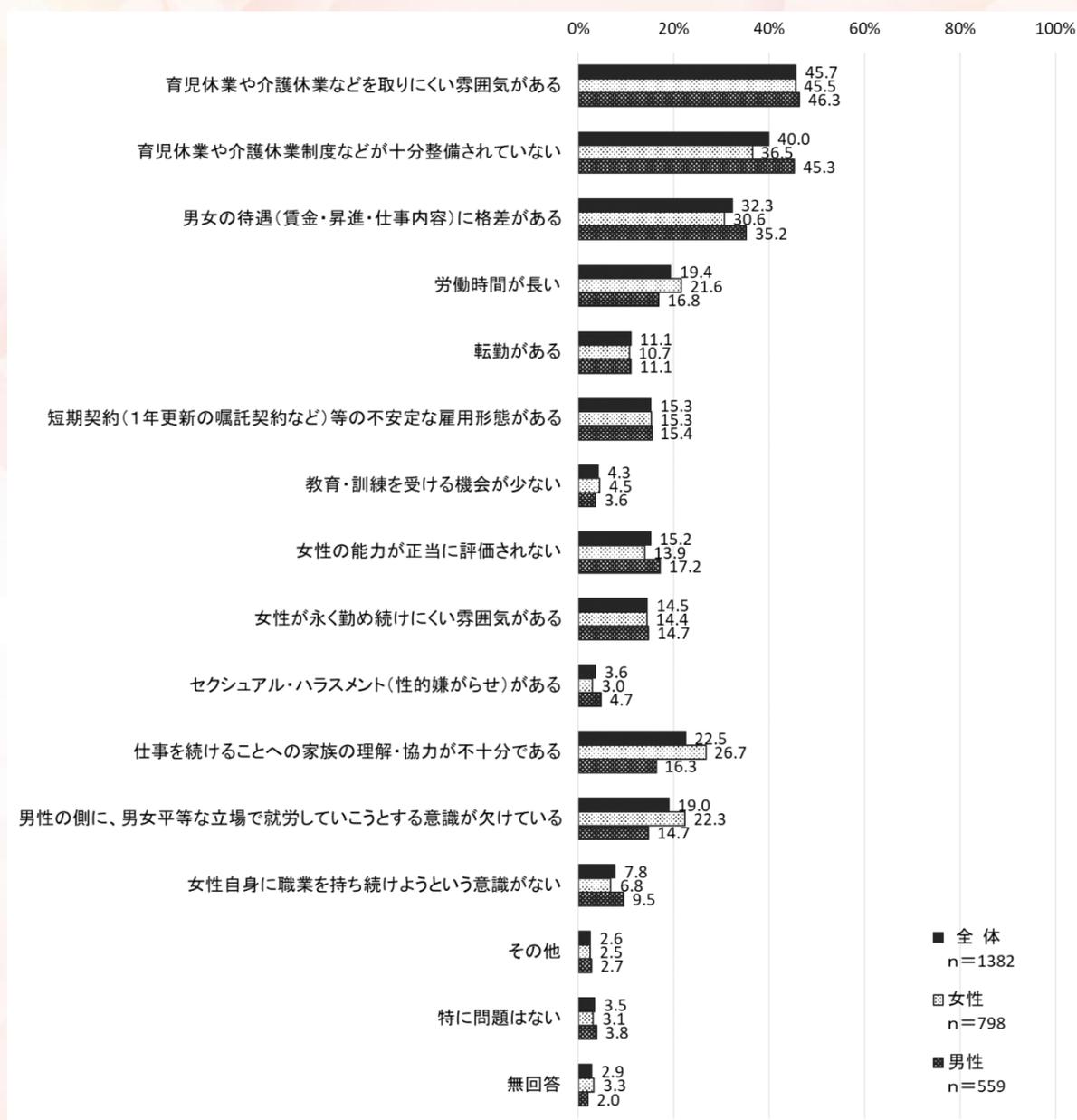
男女の平等な雇用機会の創出に向けては、職場環境の改善について事業所などへの啓発を行うとともに、男女がともに対等な立場で就労できる環境の整備を進めていきます。

【女性が仕事を持つことについて】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

【女性が仕事をもち続けるうえでの問題】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	市内事業所に対し、研修会や出前講座、広報・ポスターなどを利用して、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と職場での男女共同参画推進の理解を図ります。	商工観光課 地域振興課 人権啓発課
47	男女共同参画推進事業者の表彰	男女共同参画の視点から、優良な取り組みを行う企業を表彰するとともに、企業の取り組みを紹介します。	人権啓発課
48	企業へのハラスメント防止のための啓発	市内事業所の会合などの機会を捉え、ハラスメント防止への理解を深め、事業所の従業員を対象にハラスメント研修開催を促進します。	商工観光課 人権啓発課

施策の基本方向2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進

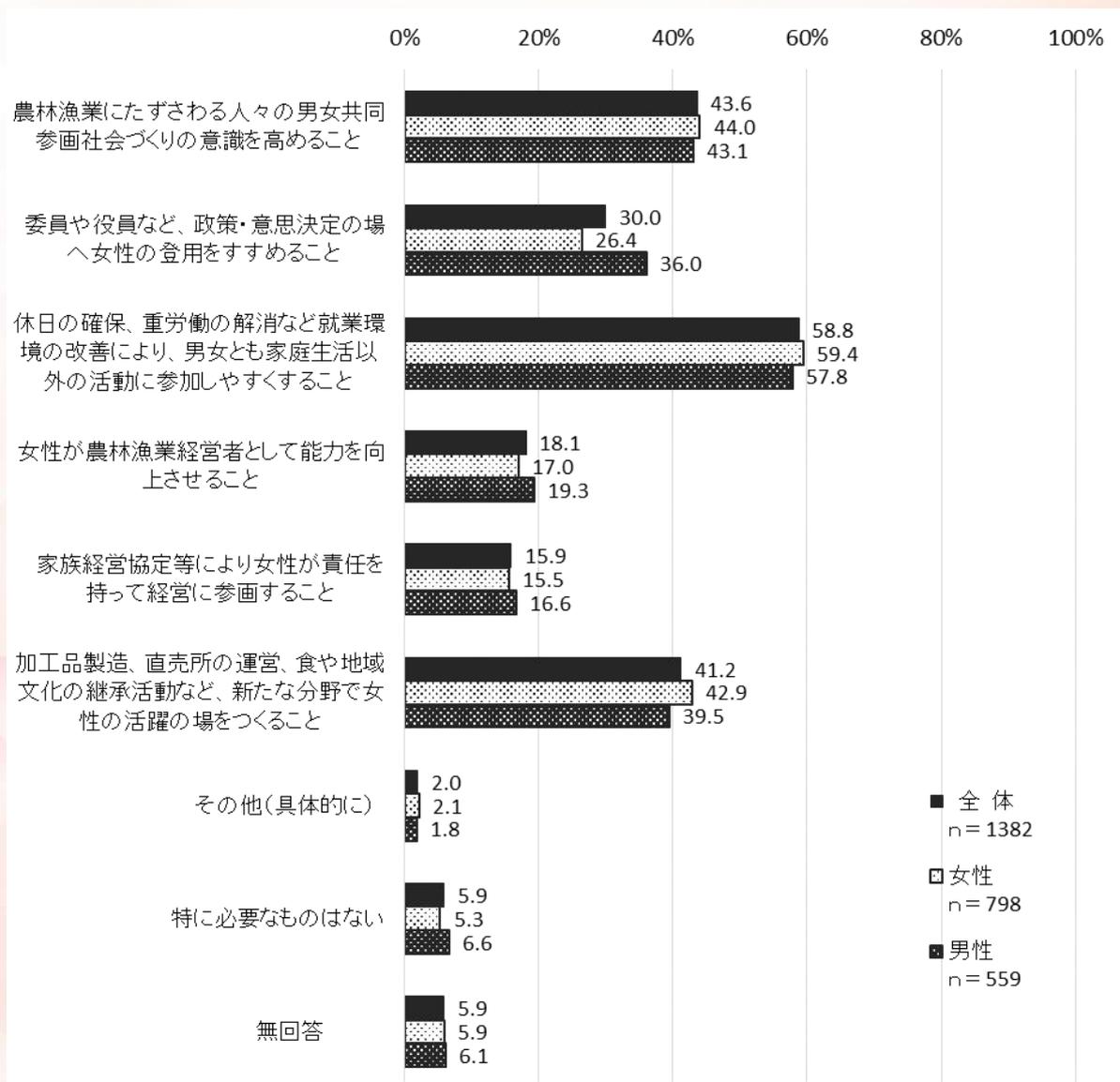
現状と課題

商工業・農林水産業などの自営業では、女性は重要な担い手であるにもかかわらず、その働きが正しく評価されず、無償労働や事業の経営に参画できないなどの状況が見受けられます。

市民意識調査によれば、農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこととしては、「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくすること」(58.8%)が半数以上を占めています。

市民が男女共同参画に対する理解を深め、特に男性中心の差別的な慣習・慣行を見直し、女性の労働が正当に認められ、継続して働くことのできる制度を確立するとともに、男性の意識についても改善していくための啓発を進めます。

【農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこと】



資料：令和2年度（2020年度）宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
49	商工業・農林水産業における女性の登用促進	施策方針・決定の場へ女性の参画を推進するため、商工関係団体や農林水産関係団体などへの女性の積極的な登用を図ります。	農政課 商工観光課 農業委員会
50	家族経営協定	女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日の確保や報酬などの就業条件を整備した家族経営協定の締結を推進することで、女性の共同経営者としての地位を確立し、社会参画を支援します。また、各認定農業者組織でメリット（意義）をPRし、締結戸数の拡充を目指します。	農政課
51	女性農業者への支援	女性農業者の地位向上・能力の活用に向けて、農業団体、女性組織などとの連携による推進体制を強化するとともに、農業経営者としての自覚や、経営活動への一層の参画促進のために、女性認定農業者の拡大を図ります。	農政課



重点目標Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進

現状と課題

宇城市の男女共同参画計画においては、男女共同参画社会の推進のもと、やさしく住みよいまちづくりを掲げています。特に平成28年(2016年)熊本地震により、防災に対する市民の意識はますます高まっており、中でも女性の視点からでの防災対策は必須項目となっています。

これにより、有事の際の避難場所や対応窓口等の管理・運営にあたっては、女性が十分に配置されるように推進体制づくりに努めます。また、男女共同参画の視点に立った男女のニーズの違いなど、さまざまな悩みに対しての情報提供や、相談体制の支援も行います。

一方で、性別に限らず住民が安心して子育てができる地域、安心して学校や勤めに行くことができる地域、安心して年を重ねることができる地域づくりは男女共同参画社会においても重要な視点と考えます。

本計画においては、防災や防犯をはじめとしたさまざまな分野における男女共同参画を進めるため、啓発を実施していきます。

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
52	市民の防災意識の向上	市民の防災意識向上のため、地域の消防団との連携を充実し、男女がともに参画した広報活動や防災啓発を推進します。また、地域との協力体制の中で、女性消防団員の特色を生かした活動を検討するとともに、女性部による車両広報活動や女性消防団員による救急救命訓練などを行います。加えて、宇城市消防団広報紙に女性部の活動を掲載し、加入促進を図ります。	防災消防課 各支所総合窓口課
53	防犯灯整備事業	行政区における防犯灯の設置に対して補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全に寄与します。	市民課 各支所総合窓口課
54	巡回パトロール	春・秋の交通安全週間に登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。また、事件発生時には再発防止のため現場付近を中心に巡回します。 PTA防犯パトロール隊を育成し、活動時には青色パトロール車の貸出を行います。(三角、豊野、小川)	市民課 各支所総合窓口課
55	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進	過去の災害における妊婦や子供、高齢者など様々な状況におかれた人への支援の課題を踏まえ、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進に取り組みます。	人権啓発課

參考資料

1 男女共同参画社会基本法 平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**（男女共同参画基本計画）**

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議**（設置）**

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

- (1) 略
- (2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1) から(10)まで 略
- (11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

【以下省略】

2 熊本県男女共同参画推進条例 平成 14 年 4 月 1 日施行

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 14 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第 15 条—第 24 条）

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会（第 25 条—第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民 1 人 1 人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（県、県民、事業者及び市町村の協働）

第 8 条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

（県の責務）

第 9 条 県は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に

配慮しなければならない。

(県民の責務)

第 10 条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 11 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第 12 条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第 13 条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- (2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第 14 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 16 条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第 17 条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第 18 条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第 19 条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

- 第 23 条** 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。
- 2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。
- 3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

- 第 24 条** 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会**(審議会の設置)**

- 第 25 条** 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項
- (3) 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べるることができる。

(組織)

- 第 26 条** 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

- 第 27 条** 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第 4 章 雑則**(雑則)**

- 第 28 条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3 宇城市男女共同参画推進条例 平成19年10月1日施行

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第10条—第20条）

第3章 宇城市男女共同参画審議会（第21条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

【前文】

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においては、男女共同参画を市行政の重要施策と位置付け、パートナーシップをテーマとした啓発事業や行動計画策定などさまざまな取組を進めてきた。しかしながら、男女の固定的な性別役割分担の意識は依然として存在しており、本市が目指す将来都市像「未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現には、まだ多くの課題が残されている。

このような状況にかんがみ、本市が将来にわたり発展していくためには、市民一人一人が男女共同参画社会の必要性を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが必要である。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、“女(ひと)と男(ひと)で築く、やさしく住みよいまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

総則

第1章

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に居住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的、経済的又は社会的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、地域及び職場における活動その他の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市、市民及び事業者の協働 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働により行われること。

（実現すべき姿）

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念ののっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるも

のとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われ、職場や地域など社会における活動と両立できる家庭
 - イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
 - ウ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族がお互いの人権を尊重し合う家庭
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できる職場
 - イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、ゆとりをもって家庭生活と職業生活が両立できる職場
 - ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進され、進学や就職に関し性別にとらわれることなく、多様な選択ができるような進路指導が行われる学校
 - イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
 - ウ 教職員等の研修が実施され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
 - エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- (4) 地域社会において実現すべき姿
 - ア 性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
 - イ 男女がそれぞれの能力を發揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かに安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第 5 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図り、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 7 条 その事業活動を行うに当たっては、事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努め、男女が対等に事業活動に参画する機会を確保するとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第 8 条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第 10 条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第 12 条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(商工業、農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第 13 条 市は、商工業、農林水産業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

参考資料

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第 14 条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないよう配慮し、男女が共に政策や方針の立案及び決定に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 15 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第 16 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施する市民及び団体の活動を支援するための拠点施設の設置等必要な措置に努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第 18 条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、宇城市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、国の男女共同参画週間に合わせ 6 月 23 日から 1 週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情の処理等)

第 19 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情又は相談の申出があった場合は、その処理のため必要があると認めるときは、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第 20 条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

第 3 章 宇城市男女共同参画審議会

(設置)

第 21 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議するため、宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 第 10 条に規定する男女共同参画計画策定等に関する事項
- (2) 第 19 条の苦情等の対応に関する事項
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項

(組織等)

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者及びその他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 24 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会)

第 25 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門部会)

第 26 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

雑 則

第4章

(委任)

第28条 市長がこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

4 宇城市審議会等の設置等に関する指針 平成27年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この指針は、法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがある場合を除き、審議会等の設置等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令の規定により設置された附属機関及び市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等をいう。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行政の簡素化・効率化及び行政責任の明確化の観点から、真に必要な場合に設置すること。
- (2) 審議会等の委員の数は20人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除く。
- (3) 設置目的の達成時期が明らかであるものについては、設置条例等に廃止期日を明示すること。

(審議会等の委員の選任)

第4条 審議会等の委員を選任するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 職員を委員に選任しないこと。ただし、法令に定めがある場合又は審議会等の性質等に照らしやむを得ない場合を除く。
 - (2) 同一人物を10以上の審議会等の委員に選任しないこと。
 - (3) 委員を関係団体から選任する場合は、当該団体の長に限らず、広く構成員の中から選任できるよう関係団体と協議を行うこと。
 - (4) 一の審議会等の委員に同一人物を8年を超えて継続して選任しないこと。ただし、任期の途中において達する場合を除く。
 - (5) 法令で選任される委員の職が既定されている場合を除き、審議会等の委員における男女それぞれの数が概ね同数となるようあらかじめ人権啓発課長に意見を聞くこと。
- 2 審議会等の委員の一部を公募するに当たっては、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 審議会等の設置目的、募集人員、任期、応募資格、選考方法、問合せ先等を明らかにした上で、広報紙、市ホームページ等を通じて広く市民に周知することにより行うこと。
 - (2) 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うこと。
 - (3) 審議会等の所管課は、公募による委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。
- 3 委員に選任しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。
- (1) 審議会等の審議、調査等の内容に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準ずると認められる者であって、実質的な審議、調査等を行う上で欠くことのできないとき。
 - (2) 審議会等の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有していること等により、他の者に替えることができないとき。
- 4 所管課長等は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について、総務課長に確認するものとする。
- 5 所管課長等は、委員の選任又は改選を行った場合は、総務課長に報告するものとする。

(その他)

第5条 この指針に定めるもののほか、審議会等の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

5 審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン 平成27年5月

1 目的

このガイドラインは、宇城市男女共同参画計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とする。

2 対象

このガイドラインにおいて、「審議会等」とは、宇城市審議会等の設置等に関する指針第2条に掲げるものをいう。

3 目標

審議会等委員における女性委員の割合を30%以上とする。

4 人権啓発課長への事前協議

- (1) 所管課長は、審議会等委員の委嘱等を行おうとする日から起算して2ヶ月前までに、女性委員の登用につき、人権啓発課長に事前協議の申出をするものとする。この場合において、事前協議の申出は、「審議会等委員への女性の登用促進に係る事前協議書」（様式第1号）により行うものとする。
- (2) (1)の申出があった場合、人権啓発課長は、所管課長に対し、女性の人材に関する情報の提供や助言を行うものとする。
- (3) 所管課長は、(2)の情報及び助言を参考にして、審議会等委員にできるだけ女性を登用するよう努めるものとする。
- (4) 所管課長は、審議会等委員を選任したときは、速やかに人権啓発課長に「審議会等委員への女性の登用促進に係る報告書」（様式第2号）を提出するものとする。
- (5) このガイドラインに基づく事前協議を経た場合においては、所管課長は、審議会等委員の選任の同いに「人権啓発課長事前協議済み」と記載し、事前協議書の写しを添付するものとする。

5 取り組みの方向性について

所管課長は、女性の登用が進まない原因に応じて、それぞれ次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

- (1) 特定の役職に就いていることを委員就任の要件としていることが要因である場合
団体又は機関の長、役員等に女性が少ない現状では、長、役員等の特定の役職を指定することは、事実上女性の登用促進を妨げる結果となることから、委員構成、職、定数の見直し等、女性の登用の余地のある他の方法に改めること。
- (2) 推薦団体から女性が推薦されないことが要因である場合
 - ア 団体推薦の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員といった役職に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請すること。
 - イ 長、役員等に限定した推薦依頼は、極力避けること。
 - ウ 女性の構成員が少ない、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合は、推薦団体に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすい工夫をすること。
- (3) 必要とする職種又は専門分野に女性が少ないために女性の登用が進まない場合
 - ア 特定の職種、専門的分野からの選任が必要なものについては、狭義の専門領域に限定せず、関連領域にまで広げるとともに、肩書きや特定の職種にこだわらず、広く人材を求めようとする。
 - イ 委員の区分を学識経験者に限定せず、審議に生活者、消費者等の視点を取り入れていくという観点から、従来の委員の区分に生活者、消費者等の区分を設けるなど、女性が登用されやすい条件づくりを行うこと。
 - ウ 前任委員から女性の適任者の推薦を受けたり、関係者に女性の候補者について問い合わせる等、常に女性の専門家を見出すよう努めること。
- (4) やむを得ない事由により、前各号の取り組みを行うことが困難な場合においては、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性を登用するための工夫を行うものとする。

6 女性人材リストの整備及び提供

人権啓発課長は、審議会等委員への女性の登用促進を図るため、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストとして整備するとともに、所管課長の求めに応じ、提供するものとする。

6 年表

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標：平等・発展・平和) 国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)(メキシコシティ) →「世界行動計画」採択	総理府(現：内閣府)に「婦人問題企画推進本部」設置		
国連婦人の10年(1976年～1985年)	1976年 (昭和51年)	「国際婦人の10年」始まる(1985年まで) ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚復氏制度) 「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行	
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置
	1978年 (昭和53年)			
	1979年 (昭和54年)	第34回国連総会 →「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	第2回世界女性会議(コペンハーゲン) →女子差別撤廃条約署名式	「女子差別撤廃条約」署名	県議会が国に対し「婦人の権利を確立するための意見書」を提出 「県婦人問題行政推進会議」設置
	1981年 (昭和56年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分引き上げ等)	婦人行政担当窓口が労政課から福祉生活部消費生活課に移管 消費生活課を生活婦人課に改組 「県婦人問題懇話会」設置
	1982年 (昭和57年)		「母子福祉法の一部を改正する法律」施行(寡婦も母子家庭に準じた扱い等)	市町村に対し婦人行政担当窓口の設置を要望 生活婦人科を交通安全青少年生活婦人総室に改組
	1983年 (昭和58年)			「県婦人問題基本計画」策定 市町村に対し審議会等委員への婦人の登用を呼びかけ 「市町村婦人問題担当課長会議」開催 「婦人問題シンポジウム」開催 県婦人海外派遣事業「婦人のつばさ」実施
	1984年 (昭和59年)		アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催	福祉生活部県民生活総室に「婦人生活係」を新設
1985年 (昭和60年)	第3回世界女性会議(ナイロビ) →「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	「父母両系主義の立場をとる改正国籍法」施行 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権確立(国民年金法の改正)	「県婦人問題懇話会」が審議会等委員への婦人の登用について知事へ初提言 国連婦人の十年最終記念事業「くまもと婦人フォーラム」開催	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金法等の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立)	「女性のための実施計画書」策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	県民生活総室婦人係となる	
1988年 (昭和63年)		「労働基準法」一部改正(労働時間短縮等)	「県婦人問題懇話会」が女性の登用等について知事へ提言 福祉生活部県民生活総室に「婦人対策室」を設置	
1989年 (平成元年)		「新学習指導要領」公示(技術・家庭の男女共通履修等)	女性地域リーダー育成事業実施	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会 →「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「くまもと女性の日」(毎年3月10日)制定	
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業等に関する法律」公布		

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
1992年 (平成4年)		「育児休業等に関する法律」施行		
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 中学校で技術・家庭科が男女必須になる	婦人対策室を「女性行政室」に名称変更 「県男女でつくる活き活き社会推進懇話会」意見を知事に報告	
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議（カイロ）	総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」設置 高校で技術・家庭科が男女必須になる	男女共同参画社会形成のための総合指針「ハーモニープランくまもと」を策定 男女共生ネットワーク事業実施	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議（北京） ⇒「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児休業法」改正 ⇒「育児・介護休業法」に（介護休業制度の法制化） 「ILO第156号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び均等に関する条約）」批准	「県農産漁村女性ビジョン」策定	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女行動参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	県民生活総室が福祉生活部から環境生活部に移行	
1998年 (平成10年)				
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」全面施行	県庁各所属セクシュアル・ハラスメント相談員を設置	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク） ⇒「政治宣言」及び「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「介護保険法」施行	「熊本県男女共同参画白書」発行 女性行政室を「男女共同参画室」に名称変更 課内室だった男女共同参画室が独立し、「男女共同参画課」設置	
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）」策定 「熊本県農産漁村男女共同参画推進プラン」策定 内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム」開催 「審議会等委員への女性の登用推進に関する要項」策定 「熊本県男女共同参画推進条例」制定 県で初めて「男女共同参画審議会」委員の公募を開始	
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	「熊本県男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画センター開設 「熊本県男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画社会づくりに関する県の施策に対する苦情処理制度」開始 「男女共同参画地域ネットワークモデル事業」開始	
2003年 (平成15年)		「少子化対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	組織改編に伴い、男女共同参画課から男女共同参画・パートナーシップ推進課へ DV対策事業及び婦人保護事業が児童家庭課より移管 女性の心のケア事業開始	
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令の拡充等） 「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡充等）		
2005年 (平成17年)	第49回 国連婦人の地位委員会（北京+10）（ニューヨーク）	「男女共同参画計画（第2次）」策定 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	合併により宇城市誕生 宇城市男女共同参画市民意識調査実施

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	組織改革に伴い、男女共同参画所管組織が環境衛生部から総務部に変更 熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第2次）策定	「第1次宇城市男女共同参画計画」策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」改正 「女性の再チャレンジ支援事業」閣議決定 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		宇城市男女共同参画推進条例施行 宇城市男女共同参画審議会設置 「男女共同参画都市」宣言 宇城市男女共同参画推進懇話会を宇城市男女共同参画社会推進委員会と名称変更
2008年 (平成20年)		「次世代育成支援対策推進法」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(12月)	
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正		
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足		熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」（第3次）策定	「第2次宇城市男女共同参画計画」策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」の策定	女性総合支援事業開始	
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） 「日本再興戦略」平成25年6月14日閣議決定の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月24日閣議決定）「『に女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! Tokyo2014）開催	熊本県女性の社会参画加速化会議発足（8月7日） 「熊本県女性経営参画塾」開始 熊本県女性起業支援事業開始	
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） 第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布	熊本県女性の社会参画加速化戦略策定（2月）	「宇城市審議会等の設置等に関する指針」施行 「審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン」策定 宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	「第4次熊本県男女共同参画計画」改定 熊本県女性の活躍推進計画策定	「第3次宇城市男女共同参画計画」策定
2017年 (平成29年)	APEC女性と経済フォーラム（ベトナム）			

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行		
2019年 (平成31年) (令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布・施行	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次）」改定	
2020年 (令和2年)	国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 「男女雇用機会均等法」改正 「女性活躍加速のための重点目標2020」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 第5次男女共同参画基本計画閣議決定	女性活躍サミット2020開催	宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2021年 (令和3年)		「育児・介護休業法」改正 (男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等)	「第5次熊本県男女共同参画計画」改定 (熊本県女性の活躍推進計画を統合)	「第4次宇城市男女共同参画計画」策定

7 近年における宇城市の主な事業実績

■平成28年度（2016年度）■

事業名	内 容	備 考
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、毎年市民を対象に開催しているが、平成28年熊本地震のため中止	
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画の啓発と意識向上を図るため、市民向けの講座を開催した。 ①10/13 秋のハッピーメイク&スキンケア講座 ②11/18 パートナーシップ・セミナー（一般）※ ③12/ 3 男のお魚料理教室：男のこだわり料理にチャレンジセミナー ④宇城市人材リスト登録者、宇城市男女共同参画社会推進委員会と合同で研修会を開催。 講師：(有)ケアプラン研究所・海 代表 大石逸子さん 演題：「高齢社会を楽しく生きるために」	参加者数 ① 5人 ②45人 ③17人 ④ 17人 ・推進委員会 7人 ・一般 21人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①6/13 企業訪問(企業クラブ会長) ②7/12小川町民生委員児童委員協議会7月定例会 ③8/29 企業訪問(人権啓発係・人権擁護委員) ④9/ 1企業訪問(人権啓発係・人権擁護委員) ⑤9/ 7宇城市民生委員児童委員連絡協議会 ⑥9/12企業訪問(人権啓発係・人権擁護委員) ⑦10/12松橋町民生委員児童委員協議会10月定例会 ⑧11/16 国際ソロプチミストまっばせ ⑨11/22中央電子工業㈱ 11/25中央電子工業㈱ ⑩11/29宇城市社会福祉協議会 ⑪1/11三角町民生委員児童委員協議会1月定例会 ⑫2/ 8豊野町民生委員児童委員協議会2月定例会 ⑬2/14不知火町民生委員児童委員協議会2月定例会 ⑭2/22囀託員合同会議	参加者数 ① 1社 ②32人 ③10社 ④10社 ⑤15人 ⑥ 9社 ⑦46人 ⑧11人 ⑨13人 15人 ⑩67人 ⑪29人 ⑫16人 ⑬25人 ⑭176人
市職員研修	女性職員の管理職登用率の引き上げに向け、課長級を対象としたマネジメントスキルの向上に繋がる研修を計画した。	研修中止
男女共同参画推進事業者の表彰	企業の男女共同参画の推進を図るため、広報うき6月号で公募。企業クラブ加入事業所52社に対して企業クラブ総会時にチラシを配布及び30社の企業訪問を実施し応募を促したが、応募がなかった。	応募0件
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載（11ページ/年） ・平成28年熊本地震のため、5月号のみ掲載出来なかった。

■平成29年度（2017年度）■

事業名	内 容	備 考
パートナーシップ・フェスティバル	9月9日（土）に「仕事と家庭の両立～男女（とも）に分かり合い やさしく楽しい社会へ！～」をテーマに開催。オープニングは子供から大人まで活躍する地元の和太鼓グループ「豊野水晶太鼓 響」の演奏。基調講演は宇城市出身の後生川礼子さん（看護師・うつ克服専門カウンセラー）の「一度の人生 自分らしくあるために」と題した講演。パネル展は身近な男女共同参画について行った。	来場者約220人 （アンケート回答者174人）
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画の啓発と意識向上を図るため、市民向けの講座を開催した。 ①10/28「親子お弁当作り講座」 ②12/16「男性のためのお魚料理教室」 ③ 1/26「越地真一郎さん講演会」 ④ 2/ 1「ボディートーク」	参加者数 ①7人 ②11人 ③41人 ④6人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ① 8/17宇城市囀託員合同会議研修会 ② 8/10松橋町民生委員・児童委員連絡協議会 ③ 9/ 6宇城市民生委員児童委員連絡協議会 ④11/13小川町民生委員・児童委員連絡協議会 ⑤11/28宇城市社会福祉協議会 ⑥12/ 7九州電力(株)宇城営業所 ⑦12/13グループホーム白梅の里 ⑧12/13三角町民生委員・児童委員連絡協議会 ⑨12/13特別養護老人ホーム しらぬい荘 ⑩ 1/20(株)永井製作所 ⑪ 2/ 9宇城市囀託員合同会議研修会 ⑫ 2/13不知火町民生委員・児童委員連絡協議会 ⑬ 2/14豊野町民生委員・児童委員連絡協議会 ⑭ 3/ 5三角町老人クラブ連合会 ※平成29年度宇城市企業クラブ52社のうち、企業24社を訪問して出前講座の依頼をした。	参加者数 ①175人 ②42人 ③10人 ④32人 ⑤60人 ⑥31人 ⑦14人 ⑧22人 ⑨37人 ⑩43人 ⑪176人 ⑫24人 ⑬16人 ⑭123人
市職員研修	女性職員の管理職登用率の引き上げに向け、課長級を対象としたマネジメントスキルの向上に繋がる研修を計画した。	前年との比較(人) [管理職登用] 部長級: 0→0 部次長級: 1→1 課長級: 3→6 [係長昇任試験] 受験者: 10→20 合格者: 3→12
男女共同参画推進事業者の表彰	企業を訪問し直接説明をしたが、応募はなかった。	応募0件
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載

■平成30年度（2018年度）■

事業名	内 容	備 考
パートナーシップ・フェスティバル	9/8（土）『「やっていますか？ワーク・ライフ・バランス」ーそだね～、仕事も家庭も地域も大事。みんなでやろうよ！！ー』をテーマに開催。オープニングに宇城市ひよっこ愛笑会が出演。基調講演は働き盛り、コーポレーションの塚本薫さんで演題は「ワーク・ライフ・バランスで地域が変わる！～働き方、地域のあり方、自分のキモチ～」。パネル展では日常生活におけるジェンダーギャップやLGB T、ワーク・ライフ・バランスに関するパネルを展示した。	来場者約300人 （アンケート回答者217人）
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画の啓発と意識向上を図るため、市民向けの講座を開催した。 ①11/20「東日本大震災から7年～編んだもんだらから見た被災地復興の歩み～」 ②11/24 男性のための家庭科塾「魚料理教室」 ③12/15 男性のための家庭科塾「裁縫教室」 ④12/22 「家族でつくろう！米粉クリスマスケーキづくり教室」 ⑤3/2 「私と家族の願いを叶える！ライフ・マネー講座」	参加者数 ①26人 ②16人 ③13人 ④24人 ⑤11人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①8/10 松橋町民生委員児童委員協議会 ②8/20 平成30年度第1回宇城市嘱託員研修 ③9/5 宇城市民生委員児童委員連絡協議会理事会 ④9/12 三角町民生委員児童委員協議会 ⑤9/14 平成30年度宇城市企業クラブ社員研修会 ⑥10/10 豊野町民生委員児童委員協議会 ⑦11/9 シモダ印刷株式会社 ⑧11/12 小川町民生委員児童委員協議会 ⑨11/21 特別養護老人ホーム 豊洋園 ⑩11/21・22 不知火温泉(有) ⑪11/29 宇城市社会福祉協議会 ⑫11/30 蕉夢苑 ⑬12/6 九州電力(株)宇城営業所 ⑭12/10 JA熊本うき ⑮12/11 介護老人保健施設青海苑 ⑯12/17 特別養護老人ホームひだけ荘 ⑰2/4 平成30年度第2回宇城市嘱託員研修 ⑱2/12 不知火町民生委員児童委員協議会 ⑲3/8 三角町老人クラブ連合会 ⑳3/11 永井製作所	参加者数 ①42人 ②176人 ③15人 ④27人 ⑤19人 ⑥13人 ⑦31人 ⑧31人 ⑨62人 ⑩20人 ⑪52人 ⑫9人 ⑬36人 ⑭16人 ⑮14人 ⑯65人 ⑰176人 ⑱25人 ⑲153人 ⑳12人
市職員研修	女性職員の管理職登用率の引き上げに向け、課長級を対象としたマネジメントスキルの向上に繋がる研修を計画した。	前年との比較(人) [管理職登用] 部長級: 0→0 部次長級: 1→1 課長級: 6→7 [係長昇任試験] 受験者: 20→7 合格者: 12→1
男女共同参画推進事業者の表彰	今年度はC、デザイン(株)が受彰。男性社会といわれる住宅業界において社員の半数以上を女性が占め、子育てと仕事の両立ができる職場環境作りを進めていることが選考理由となった。	応募1件
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載。

■令和元年度（2019年度）■

事業名	内 容	備 考
パートナーシップ・フェスティバル	9/7（土）「今、あなたは幸せですか ～心の扉をひらき あなたらしく 私らしくあるために～」をテーマに開催。オープニングに「東松崎底井樋太鼓踊り」が出演。基調講演はタレントのまさるさんで演題は「まさるの部屋 ～性と生とセイク！～」。パネル展では日常生活におけるジェンダーギャップやLGBT、ワーク・ライフ・バランスに関するパネルを展示した。	来場者約300人 （アンケート回答者244人）
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画の啓発と意識向上を図るため、市民向けの講座を開催した。 ①10/17 「男性介護教室」（介護の全般的な知識） ②10/24 「男性介護教室」（介護の全般的な技術） ③10/31 「男性介護教室」（介護食の調理方法） ④11/23 「男性のおさかな料理教室」 ⑤2/8 「家族で作ろう！米粉料理教室」	参加者数 ①12人 ②13人 ③12人 ④22人 ⑤10人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。5/15から2/12までに、社会福祉施設・各種団体・市内企業など、9か所を実施した。 ① 5/15 特別養護老人ホーム 豊洋園 ② 6/17 特別養護老人ホーム ひだけ荘 ③ 8/9 松橋町民生委員児童委員協議会 ④ 9/4 宇城市民生委員児童委員連絡協議会理事会 ⑤ 9/12 小川町民生委員児童委員連絡協議会 ⑥ 10/30 宇城市社会福祉協議会 ⑦ 12/4 九州電力(株)宇城営業所 ⑧ 1/8 豊野町民生委員児童委員協議会 ⑨ 2/12 不知火町民生委員児童委員協議会	参加者数 ① 53人 ② 50人 ③ 46人 ④ 15人 ⑤ 35人 ⑥ 48人 ⑦ 35人 ⑧ 18人 ⑨ 26人
市職員研修	女性職員の管理職登用率の引き上げに向け、課長・係長級を対象としたマネジメントスキルの向上に繋がる研修を実施した。	前年との比較(人) [管理監督職女性登用] 部長級: 0→1 部次長級: 1→1 課長級: 8→8 係長級: 32→34 [係長昇任試験: 女性数] 受験者: 7→9 一次合格者: 3→4
男女共同参画推進事業者の表彰	今年度は済生会みすみ病院が受彰。女性が多い職場で、子育てと仕事の両立ができる職場環境作りを進めていることが選考理由となった。	応募1件
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	掲載ページ数（A4判） 1ページ/月（10月から半ページ） 9ページ/年

■令和2年度（2020年度）■

事業名	内 容	備 考
パートナーシップ・フェスティバル	新型コロナウイルス感染防止のため開催は中止。	
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画の啓発と意識向上を図るため、市民向けの講座を開催した。 ①9/26 「女性のためのヨガ講座」 ②12/19 「男性おさかな料理教室」 ③2/20 「親子でパン作り教室」	参加者数 ①15人 ② 8人 ③16人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①7/8 三角町民生委員児童委員協議会 ②10/12 小川町民生委員児童委員協議会 ③11/10 豊野高齢者学級 ④11/11 松橋町民生委員児童委員協議会 ⑤12/8 不知火町民生委員児童委員協議会	参加者数 ①32人 ②35人 ③100人 ④46人 ⑤25人
市職員研修	新型コロナウイルス感染予防対策のため職員研修は実施できなかった。	
男女共同参画推進事業者の表彰	今年度は新型コロナウイルス感染防止のためパートナーシップ・フェスティバルが中止となり、優良企業表彰を実施しなかった。	
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	掲載ページ数（A4判） 半ページ/月 6ページ/年

8 第7期委員名簿（任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日）

【宇城市男女共同参画審議会】

役職	氏名	備考
会長	鈴木 桂樹	熊本大学名誉教授
副会長	上田千代女	元宇城市男女共同参画社会推進委員会委員
委員	岩永 理恵	公募（熊本県つばさの会会員）
委員	太田 四海	宇城市行政区長代表者連絡会会長
委員	高橋 清勝	宇城市民生委員・児童委員連絡協議会会長
委員	永木 勲	宇城市人権擁護委員会委員
委員	中村 道恵	宇城市小中学校長会
委員	濱崎 壽子	宇城市地域婦人会連絡協議会会長
委員	山田 義雄	公募
委員	吉富 孝子	宇城市商工会副会長

【宇城市男女共同参画社会推進委員会】

役職	氏名	備考
会長	森川 公子	元働く女性の会利用者連絡協議会会長
副会長	横尾七生子	宇城市人権擁護委員会委員
副会長	田中 秀樹	J A熊本うき青壮年部小川支部長
委員	池辺 敏雄	宇城市松橋町当尾地区代表行政区長
委員	稲田さゆり	男女共同参画地域リーダー育成修了者
委員	内野 恵子	女性人材リスト登録者
委員	岡 早百合	男女共同参画地域リーダー育成修了者
委員	川上 幸子	宇城市地域婦人会連絡協議会役員
委員	川島ひとみ	農村女性支援グループ役員
委員	河野 雅晃	宇城市 PTA 連合会役員
委員	木戸口尚美	宇城市商工会女性部副部長
委員	木下 正道	宇城市商工会青年部長
委員	中島喜代美	元宇城市男女共同参画審議会委員
委員	長田 政敏	宇城市老人クラブ連合会会長
委員	濱田美津子	宇城市民生委員・児童委員連絡協議会三角町会長
委員	開田 洋子	J A熊本うき女性部役員



第4次 宇城市男女共同参画計画

～「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり～

令和4年3月

発行 宇城市 総務部 人権啓発課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL 0964-32-1111 (代表)

FAX 0964-32-0110

<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>